

日本泳法神統流の伝承と 史的事相に関する調査研究 —判明した成果と課題—

中 森 一 郎

はじめに

薩摩地域における伝承的な泳法とする‘神統流’は、わが国で最も古い歴史を有し、独自の伝承と伝統形態を持ち、伝書や泳法・流儀に見られる用語が難解・複雑という特異な日本泳法流派として認識されてきました。

本調査研究は、神統流が昭和40年(1965)代中頃から徐々に知名度が希薄となり、同流の特異な史的事実や解釈も闇の中に包まれる状況となった頃、研究代表者中森が昭和64年(1989)より調査研究を手がけてきたものです。

今回の調査研究までの過程では、平成2年(1990)に中森が神統流第16代宗家黒田清光著述の中の存続過程表記を年表化し、同流と小堀流の接点に関する手掛について「明治以降における神統流の存続過程に関する試論—第十六代宗家黒田清光著述文書を中心として—」(『研究紀要』第7号、日本体育学会京都支部体育原理・体育史専門分科会)と題する論及をおこないました。続いて平成2年度～平成4年度に亘って文部省科学研究費補助金(一般研究C)を得て中森と岩下聡(当時：聖マリアンナ医科大学助教授)の共同研究「日本泳法神統流に関する研究—神統流の伝承過程を中心として—」(研究課題番号02680122)を手がけ、その中で明治以降の史的調査、神統流黒田家の宗家系譜、泳法の解明への予備的試みなどをおこない、研究成果報告書を平成5年(1993)4月に作成し提出しました(以下『報告書』と略す)。さらに、黒田清光が神統流泳法の具体的な技術としての方法を詳細に記述しておらず、後継者の課題となっていたことから、平成8年(1996)に中森が大谷大学真宗総合研究所一般研究の補助金(個人研究)を得て、同流泳法の解明の調査研究をおこない、「神統流に関する研究—泳法の解明を求めて—」(『真宗総合研究所研究紀要』第15号、大谷大学真宗総合研究所、1998)

としてその成果を公表しました。

従って、今回の調査研究は、上記の調査研究の過程を受けて、補う必要のある未調査部分、再確認を要する部分、再検討や保存を要する部分を中心とした課題を設定し、これまでに進めてきた過程の最終的な段階の意味を持って実施しました。

本調査研究の具体的な目標課題としては、神統流第16代宗家黒田清光によって神統流が世に公開された昭和10年（1935）以降の資料に基づいて「**1）神統流に関する史的調査**」、「**2）神統流泳法と伝承に関する調査**」、「**3）神統流保存資料の調査**」の3点とし、調査研究を実施しました。調査研究の進展は、おおむね初期に想定していた目標に近いところまで達せられたと考えています。

その結果においては、新たな判明や事実の確認及び検証に至った成果と調査過程で出現してきた新たな課題がありました。

しかし、結果を記述するにあたっては、多種多様な面を含んだ今回の調査研究であったことから全貌を網羅して記載するには余りにも膨大であり、これまでの上記調査過程で判明してきた成果は論究・論述の所収先を示すに留め、本調査研究で得た新たな知見は焦点のみを示し、新たな見解を得たものは具体的な論述として示し、神統流保存会と確認・協議・討論など共同作業での成果は概略を示すという形態で報告をすることにしました。

従って、成果報告の項目間において、記述形態が一律とはなっていません。

以下、目標課題に対する「**成果**」と調査の中で新たに生じてきた「**課題**」の2点に大きく区分して展開しました。

1. 調査研究から判明した成果

1) 神統流に関する史的調査

(1) 黒田家の系譜

①黒田家の系譜の中の黒田頼満：現在、黒田清光が書き残した記述資料において、黒田家の系譜を系図化した資料の初見は、昭和38年（1963）2月に開催された〈第十二回日本泳法研究会〉の神統流資料『神統流 講話概要と参考資料』の末尾添付の「宇多源氏 佐々木 京極 尼子 黒田氏族略図」で、佐々木京極氏信に始まり、黒田清光長男「黒田清博」に至る系譜でした。

また、薩摩の黒田家（以下、「薩摩黒田氏」と称す）の出自と初代「黒田頼満」

の薩摩への来歴を記述文で示されたのも、この資料が初出で「… 薩摩黒田の高祖は京極宗満（のち黒田判官左衛門尉宗清と号す）の第四子頼満で兄定満、高満、高信等に優れた射芸騎芸を備え特に犬追物に長じていました。そこで島津忠宗（四代）の知るところとなり、文保二年（一三一八）十八歳の時父宗満の命ずるところに従って薩摩国へ入国、その允武を用いられて大隅国吉田院（のち鹿児島郡吉田郷）の地頭に補せられました」（p.1）とありました。

『報告書』（pp.27-30）で‘黒田頼満’のことについて触れましたが、近江の佐々木京極の家系より出た黒田宗満を出自とする系譜（以下、「近江黒田氏」と称す）を調べた中では、例えば『改定 近江国坂田郡志 第二巻』（滋賀県坂田郡教育会編纂、1944）の「第三項 京極氏略系図」（p.144）を見ると宗満の子息は「定宗」「宗信」「高久」の3人のみ記載で、四子頼満の存在が見当たりません。

ただ、東京大学史料編纂所所蔵の『島津家文書』中「諸家系図 三」「黒田」¹⁾を翻刻した系図が『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集三』（鹿児島歴史資料センター黎明館編集、鹿児島県発行、2001、以下『文書 黒田』と略す）にあり、その系図上の氏名部分だけを示すと

「義清長男 宗満 — 三男頼満 …」（p.170）とあります。

これまで、黒田（京極）宗満の子、黒田頼満を記した黒田氏の系図は、これ以外見当たりませんでした。今回の調査において、近江の佐々木京極の家系から出た山中氏の系図が国立国会図書館所蔵（古典籍資料室）に存在するとの情報を得て、『諸系譜 第8冊』所収「山中氏 世系」（マイクロフィルム）を閲覧したところ、宗満の子の代にあたる系図に複雑ながら頼満の名前を見ることができました。

ただ、宗満の子の代では、「宗信」「定宗」とあり何故か補足的というか後に付け足されたかのような記述に見える記載で「頼満」（丁数不明）の名前が見られました。その添え書きとして名前右側下に「黒田四郎左衛門尉」、左側下に「延元元年五月肥後（前）戦死」と記されていました。

黒田清光記述資料で‘黒田頼満’の薩摩入国後の活動を詳細に触れ死期を記したものに、薩摩文化月刊誌『さんざし』掲載の「手柄だけではなかった「古来の武芸」縁起物語 薩摩水泳史」（第6巻第11号、寺師宗一編集・発行、1963）という著述があります。その中に、頼満は「天授二年（永和二年）丙辰（一三六七）九月三十日に七十五歳で世を去った。」（p.32、天授2年（永和2年）の正しい西暦

は1376年)とあります。

前述「山中氏 世系」に記された頼満の死期の1336年(延元元年)に対して黒田清光の記述では1376年(天授2年)と約40年の隔たりがあります。

現在のところ、史実上の黒田頼満の実像については未だ不詳のままです。

②筑前黒田と黒田官兵衛出自説：『文書 黒田』に見られた「義清長男 宗満 — 三男頼満 …」では、黒田宗満と子の頼満の系譜をつなぐ係累の線の横に注記として「領筑前黒田」との記述が見られます。黒田清光の記載においてのみならず、黒田宗満は近江住の「近江黒田氏」であることは承前として扱われてきています。この「領筑前黒田」の記述の上の「義清長男 宗満」とあることも気にはなりますが、頼満が筑前黒田より薩摩に入国してきたと考えた場合、前述の黒田清光記述の頼満と黒田官兵衛で有名な筑前(福岡)の黒田家(以下、「福岡黒田氏」と称す)の関わりは、余りにも年代がかけ離れています。

仮に、黒田頼満を「福岡黒田氏」との関わりのある人物と考えた場合、貝原益軒編著の『黒田家譜』²⁾では、「近江黒田氏」の出自とし、一般的にはこれを通説としています。

最近の黒田官兵衛を取り上げた書籍では、その出自をめぐっての諸説が展開され、「近江黒田氏」に関する系譜にまで言及した論説が述べられています。それらの論説の中から、「薩摩黒田氏」を考える上で参考となる説を、渡邊大門『黒田官兵衛 作られた軍師像』(講談社現代新書2225、講談社、2013、pp.12-25)・諏訪勝則『黒田官兵衛 「天下を狙った軍師」の実像』(中公新書2241、中央公論新社、2013、pp.3-11)・加来耕三『真説 黒田官兵衛』(人物文庫、学陽書房、2013、pp.15-28)から、共通している指摘を取り上げてみます。

- a. 「福岡黒田氏」の出自を「近江黒田氏」とするには疑問点がある。
- b. 近年出てきた新説に「福岡黒田氏」が播磨の「赤松円光」を先祖とする説があるが、疑問点が多い。
- c. 「近江黒田氏」の黒田家は実在しているが、貝原益軒編纂『黒田家譜』の信憑性は低く、史実史料では系譜上の人物の多くが確認されている訳でもない。

この3点の指摘に加えて、黒田官兵衛出自の結論として渡邊大門は「おそらく黒田氏は、播磨国(現在の姫路周辺)の一土豪であったと考えられる。」(p.24)とし、諏訪勝則は「滋賀県や岡山県にある黒田氏発祥の地といわれるところは、

福岡黒田氏とは関係がないと見られる。」(p.11)とし、加来耕三は明確な結論を述べていないが「莊嚴寺本の略系図 … 播磨国で黒田氏の展開を考えると … 推論してみる価値がありそうに思う。」(p.26)と論じています。どうも、「福岡黒田氏」の出自が「近江黒田氏」とすることには、積極的な意見がないようです。

いずれにしても、「福岡黒田氏」にしても「近江黒田氏」にしても史実史料だけを論拠として系譜の正否や論説を立てることが難解なことであるとも推察できます。当然ながら「薩摩黒田氏」の系譜も、同様に明確な論説を立てることは容易でないと推測しています。

(2) 神統流宗家の系譜

①歴代宗家の史実：黒田清光による記述資料で最初に神統流の宗家の系譜を示した記述は、昭和10年(1935)発行『薩州伝来 潮手繰方神統流梗概』(昭和10年版、神統流参向院代表黒田清光著、系統游泳協会代表黒田清光発行)における「神統流宗家系譜 流祖 黒田越前守久右衛門頼定 … 二代 黒田六左衛門頼清 … 現代 黒田清光 嘉兵衛頼清十一代ノ直裔十三代流祖嘉兵衛ノ直孫」(pp.45-47)でした。

この流祖黒田頼定は、『文書 黒田』に記された「薩摩黒田氏」の系譜上最後尾の9番目の名前で、ここより神統流の伝承が始まったこととなります。

その後の神統流歴代宗家の系譜について詳しく系譜を図化し各行状まで記載したものは、ルーズリーフノートに『黒田血族関係の氏族現況』(昭和38年(1963)4月現在)と表紙に書いた黒田清光直筆の記述が残っています。

昭和10年(1935)に示した宗家系譜に対して昭和38年(1963)に記載された系譜の人物名などの違いのあることは『報告書』(pp.23-27)で考察的に述べていますが、昭和38年(1963)のノートに示された宗家の行状については検証をこれまでおこなっていません。

今回は、記述された各代宗家の歴史的史実と鹿児島県の歴史的資料と照合する作業をおこなうことにしました。ノートに記述された歴代宗家の中では、初代の黒田頼定が2件、2代頼綱が3件、3代頼経が2件、4代頼詮が7件、5代頼清が5件、6代頼匡が2件の歴史的史実の記載21件が見られました。しかし、その後の第7代から第15代黒田清光までの記述では、大半が個人的と思われる

行状などの記載しかなく、史実としての根拠を史実史料から探ることは時間の都合もあって敢えておこないませんでした。従って、初代から6代までを対象として、『新薩藩叢書 第二巻』（薩藩叢書刊行会編纂、歴史図書社、1961）、『鹿児島県史 第一巻』（鹿児島県編・発行、1939発行、1967復刊）『同年表』（同、1944発行、1967第一次復刊）『鹿児島県の歴史』（原口虎雄、山川出版社、1973）や地域史の『大隅町誌（改訂版）』（大隅町誌編纂委員会、大隅町、1990）『国分郷土誌 上巻』（国分郷土誌編纂委員会、国分市、1997）などと照合を実施しました。

照合の中で、例えば、黒田清光直筆による初代頼定の「1519 永正十六年乙卯四月 吉田合戦仁奮戦中 …」などの戦への参戦記述や6代頼匡に関する記述の「1680 延宝八年庚申一月十二日鹿児島大火仁居宅炎焼」という災禍についてなど、歴史的史実21件について若干の年次のずれや表現の不足などもありましたが、おおむね照合できました。

この照合は、黒田清光の記述における史的根拠性の確認を目的としておこなったことで、ここでは照合結果の概略のみに留めます。

なお、5代頼清の戦功については、黒田清光記述のノートの中では見られませんが、『報告書』（pp. 34-35）で取り上げ『新薩藩叢書 第一巻』（前述、1961）などで確認ができています。

②神統流現代潮手繰方としての宗家：昭和10年（1935）発行『薩州伝来 潮手繰方神統流梗概』（前出に同じ）に「神統流現代潮手繰方」（pp. 50-57）とする記述があり、「序」に自ら「現代宗系」（序 p. 4）としています。つまり、昭和10年（1935）までの神統流或いは潮手繰方を現代的なものとしての解釈や方法を創り出した認識が示された表記とも捉えることができると考えます。

このことは、黒田清光記述に拠る表現以外で判断することはできませんが、先に述べた黒田頼定を流祖として神統流の宗家の系譜とともに継承されてきたであろう泳法の継承という考えに対して、黒田清光が新たに創出した泳法「神統流現代潮手繰方」による宗家の系譜、即ち「現代宗系」が始まったと拡大解釈して受け止めることも可能かと思われます。

それに従えば、創始者初代黒田清光、2代黒田清博（清光長男）、3代黒田清定（清光三男）、4代黒田清恒（清光甥）の道統が考えられます。

(3) 明治以降昭和初期までの鹿児島における水泳事情

①新聞記事：地域の社会事情を知る手立てとして新聞記事は大きな手掛かりと考えます。明治維新までの薩摩における水泳については、黒田清光の著述の中で取り上げられた資料などを調査し『報告書』(pp.37-40)で述べましたが、明治以降の水泳事情を知ることを目的に、地元の新聞記事の調査を実施しました。

基本的には黒田清光が神統流公開までの背景としての地域状況の探索をねらいとして、個人的から団体の代表として組織的水泳活動を展開し始めた大正末期から昭和初期を含む範囲までを調査対象としました。

先ず、前出『薩州伝来 潮手繰方神統流梗概』において、「明治五年 明治天皇行幸の御御畏れ多くも六月廿三日船形台場に於まして学生と共に天覧游泳の光栄に欲したのであります。」(p.5)とありますが、このことについての追想記事を見出しました。

『鹿児島新聞』明治40年(1907)7月23日付

「水泳に就て(承前)(東都客寓の一老生)我鹿児島でも、旧藩時代は、水泳が盛んで、郷中の健児などは、弓馬劍槍と共に、水泳をも熱心に練習したものである、維新後、沼津式に倣うて、藩の教育制度に、根本的大改革を断行された際にも、水泳は慥かに体育の一中に加へられた、… 明治五年九州御巡幸、龍駕を鹿児島城に駐めさせ玉ひし折、天覧を賜はりし事で、実に水泳界無前の光栄である、当日の水泳所は、新波戸砲台を陸岸との間に海面を以て、之に充て、天覧場は、新波戸砲台の上に設けられてあつた、学生一同は、第一の喇叭で、天覧所対岸、岸頭に整列し、第二の喇叭で躍然、海中に飛び込み、各々日頃練磨の秘術を尽して、我後れじと競泳し、先ず天覧所直下の審判所に泳ぎ行きて、紅白の小旗を乞ひ受け、片手に其の小旗を翳し、片手で波を截つて元の岸頭目指して泳ぎ帰る有様、如何にも勇ましく、殊に紅白の小旗が幾百千となく、海上に翻へる光景は、落花の春風に舞ひ、胡蝶の花間に戯るゝにも似て如何にも麗はしいことであつた」(3面)

この記事の、執筆者の人物像が不明ながら、廃藩置県にいたる明治維新の中でも教育制度の一環として水泳を実施してきたことが窺えます。

その後の水泳事情を『鹿児島新聞』³⁾で閲覧できた記事から見ると、明治17年(1884)から同32年(1899)までは、水泳を奨励する記述はありませんでした。

明治33年(1900)7月11日付「○水泳場規則 日本体育会当地支会にては水泳場を設けて会員は元より一般公衆に水泳術を教授する由にて本月廿日(毎日午後三時より全六時卅分迄雨天休み)より … 日本体育会鹿児島支会水泳場規則 …」(2面)なる記事が掲載され、同年8月に亘って6回も記事が掲載されていました。次の②でも触れますが、この当時の日本体育会鹿児島支会水泳場では、神伝流の泳法が行われました。

その記事の8月23日では「○水泳競技 体育会鹿児島支会にては愈々明廿四日午後三時より … 水泳競技を為し又余興として家鴨捕及び旗取の競争を挙行する …」(5面)と競技としての水泳が記事となっています。当時未だ、わが国での競技水泳が目覚め始めた頃⁴⁾であったことを考えると先進的なことであったように推測されます。

『鹿児島新聞』の明治34年(1901)には、溺死者救助や海水浴のことが連載され始め、明治36年(1903)には「○水泳を奨励すべし」(同年7月29日付、2面)の記事で鹿児島における青年の水泳が盛んでないことへの教示が述べられています。

鹿児島における学校水泳の記事としては、『鹿児島新聞』の明治40年(1907)7月20日付「附属小学校の水泳練習」(5面)の鹿児島師範学校附属小学校の記事が初めて見られ、最終日に遠泳の実施予定が記されていました。同年の『鹿児島新聞』7月26日付「●川内水泳講習会」(3面)、8月13日付「●水泳術講習会」(5面)では、小堀流を修練した学校教員による講習会が行われた記事が見られました。

この後も昭和初期まで学校関係の水泳記事が毎年掲載され、その中で長距離泳(遠泳)の特記記事も見られました。同様に水泳についての注意や心得を示す記事もほぼ毎年見られるようになりました。

大正期に入ると、『鹿児島新聞』には、大正3年(1914)7月15日付「●水泳大競技会 大日本体育協会開催」(4面)というわが国で初めての第一回水上競技会の開催が掲載され、同8月10日付「●水上運動会」(4面)と題する鹿児島地域(伊佐郡教育会・於:川内川)での水泳競争の記事掲載、大正4年(1915)8月26日付「●海上十哩の大競泳」(5面)大阪での長距離競泳の結果など、競技水泳の情報が見られました。

大正末から昭和初期に入って、『鹿児島新聞』では大正13年(1924)年7月30

日付「正則遊泳協会設立さる 黒田清光氏発企」(1面)と鹿児島での新たな水泳組織の誕生を掲載、大正15年(1926)7月29日付「水泳場鴨池開設」(3面、広告)・同31日付「明日鴨池で水泳開場式 本社の試みに大好評」(3面)と新聞社の水泳場開設が報じられました。加えて『鹿児島朝日新聞』昭和2年(1947)7月5日付「鹿屋校プール 水神祭執行」(6面)と学校プール新設が報じられています。

郷土新聞の限られた紙面のみの管見ですが、明治以降において鹿児島では明治30年代半ば頃から水泳に関心が持たれ始め、その後明治後期・大正・昭和初期の中で水泳に関しての活動が隆盛な状態にまで高められていったことが窺えます。また、鹿児島が温暖な地域であり、適した水辺も多々あったことなど地理的条件も加勢したことが推測されます。なお、鹿児島地域独自の伝承的な泳法についての記述は何ら見出せませんでした。

②一般資料：地域の社会史や教育史、体育史或いは水泳関係資料から、鹿児島における情報を収集しておくことは、全体像としての水泳事情やより具体的な状況判断の手掛かりになると考えます。以下、調査で入手した資料と内容です。

- a. 『鹿児島市史Ⅱ』鹿児島市史編さん委員会編纂、鹿児島市長末吉利雄発行、1970

〔(第四編教育) 第三章体育 I 明治・大正時代の体育 … 水泳はわが国では古代以来、武芸として発達してきたが、明治時代以後はスポーツとして発展した。鹿児島県立第一鹿児島中学校は、明治四十二年(一九〇九)夏、学校水泳を磯で実施し、明治四十三年夏には、桜島から磯までの錦江湾横断遠泳を実現した。これは鹿児島県における学校遠泳の最初であった 鶴丸高等学校創立七十周年記念誌。鹿児島県立第二鹿児島中学校は、明治三十九年(一九〇六)、クラブとして水泳部を設け、その後、第一・第二学年生徒に対して、毎年夏一〇日間、商船学校下の海で水泳を課したが、大正九年夏から、生徒の有志者に対して、毎夏一〇日間、水泳を指導した 甲南高等学校創立五十周年記念誌。鹿児島県立第一高等女学校は、大正五年(一九一六)七月、課外として生徒の水泳を指導した。これは、鹿児島県における女子中等学校生徒の学校水泳の先駆であった。その後、毎年夏、天保山または鴨池の海岸でこれを実施した 鹿児島県立第一高等女学校創立三十周年記念誌。… 鹿児島市は、明治大正時代には、随所に好適の海

水浴場が多かったために、水泳競技場としてのプールの建設が未だ実現しなかった。大正末期には鹿児島県下では五〇メートルの西市来プールが唯一。鹿児島市内における水泳競技大会としては、大正十年（一九二一）九月二十三日に、第七高等学校造士館主催の中等学校水泳大会が挙行された。鶴江崎水泳場使用。…」
 (pp. 1025-1032、括弧内加筆)

b. 『鹿児島県体育史』鹿児島県体育協会編・発行、1977

「第二章 明治時代の体育 … 4. 本県の学校体育 … 明治36年6月30日の鹿児島新聞には、「水泳の体育上における効果は言うまでもなく、海国男児の修養訓練に欠くべからざることなれば、大いにこれを奨励したものにて……」。(p. 33) 「5. 近代スポーツの芽生え … エ. 水泳、… 学校における水泳について新聞記事として最も早く出ているのは、附属小学校の游泳が祇園の洲で明治40年実施したという記事で、その後は商船学校（鹿大水産学部の前身）、一中・二中・師範などが水泳訓練として7月1日から10日くらいの日程で、磯の浜辺を中心にして行われている。これらの学校における水泳は長距離の泳法であつたらしく、毎年夏になると一週間程度の訓練のあと、磯浜から桜島まで、あるいは、三船から祇園の洲までの団体遠泳を実施している。一般児童の水泳に対する親の関心は非常に薄く、泳ぎを指導するようなことはなかったのである。」(p. 38) 「第三章 大正時代の体育 … 大正時代の教育界をふりかえてみて、忘れられない思い出は遠泳や遠行の行事である。夏にはまず遠泳が盛んであった。これは大正元年9月、鹿児島男子師範で選手130人余りを選び、天保山から谷山沖まで約6軒を泳がせたのが最初の試みだという。… そしてその後、これが師範の年中行事になると、県立一中、志布志・川内中など、各中学校でもこれを始め、小学校まで広がっていった。」(p. 43)

c. 『游泳術摘要 第一編』大日本体育会鹿児島支部游泳術師範 友成久雄著、1900

「鹿児島神伝流游泳場規則」(pp. 5-13) が記載されるなど明らかに神伝流関係書であることが分かります。国立国会図書館所蔵本（請求記号 特52-384）のみ存在し、現在マイクロフィッシュにて閲覧も複写も可能です。また、同図書館のデジタル化資料としてパソコンからの閲覧もプリントアウトも可能です。

d. 『山内流水泳雑攻』久多羅木儀一郎、伊予史談会製本、1930

大分県臼杵市の郷土史家久多羅木儀一郎が、昭和4年（1929）12月に書き表し

た著述を伊予史談会が製本化した資料で、この中に「鹿児島市の山内流 明治四十五年臼杵人長瀬清三郎に依て分派さる。」(22丁-23丁)との記述が見られました。この根拠と実際については不詳です。

e. 『学校水泳』 中村三助（鹿児島県第一師範学校水泳講師）著・発行、1929

当時、荒田小学校教員で師範学校の水泳も担当していた水泳好きの著者が、水泳の効果、救助法、諸泳法、近代泳法から競技水泳に関することまで、指導者向けのテキストとして長年の経験と研究をまとめた著作と思われる。

f. 『競泳と其の練習法』 東郷清一、大山書店、1932

当時、加治木中学校の教員で過去に競泳選手としての経験を持つ著者が、競泳が盛んとなった昭和初期の状況の中、近代泳法（西洋泳法）と競泳法に焦点をあてて、県下の水泳界への参考書となることを意図しての著作と考えます。

以上のような資料と内容でしたが、これらから、新聞資料と同じく鹿児島における教育機関や競技としての水泳の普及発展の輪郭はおおよそ見えたように考えます。また、日本泳法流派の鹿児島での伝播の一部分も明らかとなりました。しかし、鹿児島独自の伝承的な泳法についての記述は何ら見出せませんでした。なお、平成2年（1990）に中森が論述した「神統流と小堀流の接点について」は『報告書』（pp. 65-67）に所収済みです。

（4）黒田清光による神統流の公表・公開

①郷土新聞の再調査とかつての収集資料から：昭和7年（1932）から昭和10年（1935）までの神統流が世に公示され公開された過程について、『報告書』（pp. 15-16, pp. 85-88）で触れ論述していますが、今回の調査で新たに見出した新聞記述や資料の再確認などからより具体的に新たな見解を得ることができたので、論述として述べます。

なお、以下、論述文と報告文とを区分するために項目数字をすべてローマ数字としました。

I. 日本游泳連盟への興味と山内流との接触

昭和7年（1932）8月、山内流の沿革記述によると、「〔昭和7年（1932）〕8月、臼杵山内流主催第1回日本游泳連盟九州予選游泳選手権大会挙行し、5年間続く。これが競泳試合の大分県のみならず九州のルーツである。」（『第62回日

本泳法研究会 山内流—公設公営の無形文化財「山内流」の発祥と継承に向けて—』山内流第62回日本泳法研究会実行委員会編、2014.3、p.11、以下『山内流』と称す）とあります。

日本游泳連盟⁵⁾の〈第五回日本游泳連盟全日本大会（8月25日—26日）〉の九州における地方予選として、臼杵山内流が主催する競技会が開催されたようで、流派泳法（日本泳法）による競技水泳がおこなわれたようです⁶⁾。

その様子は、『豊洲新報』に報じられていました。同紙昭和7年（1932）8月11日付夕刊「日本水泳連盟九州予選大会 … 日本水泳連盟全九州予選大会を十一日午前九時より臼杵中学プールに於て開催するが第一回の事で此の競技種目に対し理解がないものか他方面よりは一人の申込もないので山ノ内流臼杵游泳所職員、臼杵中学、臼杵商業、臼杵男子小学同女子小学等が第一線に立ちて競技を公開することとなり其準備をなしつつありと」（4面）

この記事の見出し題名が「日本水泳連盟 …」とありますが、翌年の同紙8月18日付「臼杵游泳大会 … 日本游泳連盟選手権九州予選 … 第二回日本游泳連盟選手権九州予選大会を挙行 …」（7面）において、記事内容から、‘日本水泳連盟’は‘日本游泳連盟’の誤記・誤報であると推定できます。

いずれにしても、第1回、第2回の参加者が記事を見る限り、臼杵の関係者のみの参加であったことが判明しました。

当時、鹿児島朝日新聞社主催の磯海水浴場での水泳講習会は、黒田清光を代表とする正則游泳研究会⁷⁾が委託されていました。流派泳法にも競泳にも深い経験⁸⁾がある黒田清光は、この臼杵での競技会に特別な関心を寄せたことが考えられます。

その事は黒田清光によって大正13年（1924）に発足した正則游泳協会⁹⁾が、泳法演技と競泳を水泳講習会の締め括り行事の中で実施してきたことから窺えます。昭和7年の正則游泳研究会による磯海水浴場の水泳講習会の期末に開催された〈水上大会〉でも泳法演技と競泳がプログラム¹⁰⁾として組まれていました。

当然、日本游泳連盟にも関心を持ったことが想像されます。また、この時に臼杵に出かけた或いは問い合わせをしたなど、山内流と接触があったことが推測されます。

II. 正則游泳研究会と山内流との交流

前述した昭和7年（1932）に日本游泳連盟主催の競技大会の九州予選会を通

じて、山内流と正則游泳研究会（黒田清光）が接触したことの可能性は、昭和8年（1933）に鹿児島朝日新聞社主催の同研究会による水泳講習会の指導講師として、山内流の「岡田米蔵」を招聘したことを論拠としています。

昭和8年（1933）7月11日付『鹿児島朝日新聞』の記事を見ますと「他に追従を許さぬ講師の陣容 斯界の重鎮悉く集る 異彩を放つ山之内流の講師 … 本社の磯海水浴場に於ける正則游泳術講習会は … 来る廿三日を以って大々的に開場式を行ふが本社が誇る本講習会の講師に如何に充実したメンバーを整へたか … 今回より古式山之内流免許皆伝の大分県出身岡田米蔵氏を迎へた事は益々講師団に充実を加重する …」（11面、下線加筆）とあり、山内流の岡田米蔵が参加したことが見られ、さらに同紙同年7月22日付「愈よ明日に迫る系統游泳の講習 …」と題する記事では、講習内容として「山之内泳法（型と用）」（7面）と山内流泳法の指導が実施される旨の記述が見られました。

岡田米蔵は、同年7月23日より同8月12日の水泳講習会第一期終了まで参加したようです。この間、岡田米蔵は、7月23日の開場式を報じた『鹿児島朝日新聞』の記事では、「斯して開場式に移り荘厳な裡に山之内流水神祭を終った … 山之内流の半弓は岡田米蔵氏に依って …」（7月24日付、7面）と「山之内流水神祭」と「半弓」を演じ、8月12日の終了式を報じた『鹿児島朝日新聞』の記事には、「… これより直に各講師の試演大会に移った先づ試演の皮切として当日最大の呼物となる山之内流同旗持泳ぎは先年明治神宮十周年祭神宮プールに奉納して喝采を博したその令旗を大分より取寄せ山之内流岡田教師によって最も鮮やかに之が演ぜられた、斯くして葛原モリ教士の花笠泳ぎ、…」（8月13日付、7面、下線加筆）とあり、山内流の令旗の技を披露したことが判明しています。また、同記事に掲載された水泳講習会の第二期の記事には、何ら山内流のことも岡田米蔵についても触れず、同紙8月31日付の第二期終了の開場式の記事（7面）でも同様で、第一期のみ参加したように思われます。

山内流との交流は、同紙8月31日付で「本社水泳講習会員 白杵游泳所を視察して」（6面）と題して、視察日時不詳ながら、黒田清光による記事が掲載されていました。

この記事では、古流水泳場を視察することが、游泳を本当に知る上で有用であること、山内流白杵游泳場を見るのは「天下の山ノ内流を観ずして水府流や神伝流を云々すべからず」（同記事より）と述べ、視察の時期が白杵游泳場側は

既に閉所していたが山内流側の配慮から合同試泳会をおこなったこと、山内流泳法の奥義についての見解、同流資料を閲覧したこと、試泳会のプログラムなどに加えて記念写真が掲載されました。

この視察の実現と、岡田米蔵との深い関わりがあったと考えられます。

山内流の資料では、「〔昭和8年(1933)〕…8月、同プール(県立臼杵中学校プール：現臼杵高等学校プール)で鹿児島神統流と研修会を開催する。」(『山内流』、p.12、括弧内加筆)とありました。

この他、『第49回日本泳法研究会 神統流』(神統流研究会編・発行、2000、以下『神統流』と略す)に「昭和8年8月鹿児島磯海水浴場に於て山内流との研修会」(p.25)ともありましたが、磯海水浴場で山内流との研修会があったのかどうか、その事実については今のところ正確な確認ができていません。

また、当時日本游泳連盟加盟流派であった山内流から、同連盟に関する情報がかかり伝わったことが想像されます。

なお、前述の「岡田米蔵」という人物と山内流との関わりですが、『第三十六回日本泳法研究会山内流』(山内流游泳クラブ編・発行、1985)の「臼杵山内流游泳所卒業生一覧(尋常科)」(pp.96-136)などに名前記載がなく、山内流泳者としての具体的な人物像は未だ不詳です。

Ⅲ. 日本游泳連盟へ‘系統游泳協会’としての加盟申請

昭和8年(1933)10月4日付『鹿児島朝日新聞』に「鹿児島系統^{ママ}游泳連盟に加盟 明治神宮奉納水泳に本県代表の黒田氏本夜出発」(6面)との見出しの記事があります。

このことを示す資料には、神統流保存資料として『系統游泳沿革及古式由来¹¹⁾』があります。

その資料には、「昭和八年九月日本游泳連盟加盟手續ノ件決議ス 1. 系統游泳協会ト改称ス。(純正ナル立場ヨリ日本游泳ヲ極メントスルモノノ会) 2. 本部ヲ鹿児島ニ置キ支部ヲ東京ヘ設ク。 3. 加盟手續ヲ理事附托トス。」と記載されており、‘正則游泳研究会’を‘系統游泳協会’に名称変更をし、日本游泳連盟に加盟申請をすることになった状況が明瞭に窺えます。

ただ、この時点において、日本游泳連盟に申請するにあたり‘系統游泳協会’として申請するつもりであったのではないかと思われれます。

と言うのは、『系統游泳沿革及古式由来』では、鹿児島での泳ぎの伝統の系譜

と系統游泳協会設立への経過に加えて「系統游泳教程」（初等科・中等科・高等科・研究科）が示されるに留まり、神統流の名前さえ記載されていません。

また、新聞記事において、「本県代表」との記述は、系統游泳協会が鹿児島を代表する水泳団体であるとの認識から出た表現に受け取れます。

加えて、昭和8年（1933）10月8日に明治神宮外苑大プールにて実施された〈第七回全日本游泳選手権大会¹²⁾〉に、鹿児島を代表する水泳団体の系統游泳協会から黒田清光、須田得造、鶴木淳一の3人が参加し演武したことについての『鹿児島朝日新聞』の記事も、「賞賛の的となった黒田師範の天弓 日本游泳演武大会で須田鶴木両選士の御前泳も大喝采」（昭和8年10月16日付、7面、下線加筆）との見出しで報じられました。

しかし、「天弓」も「御前泳」も前年の昭和7年（1932）に実施された前出〈期末水上試演大会〉の報道記事（同紙、同年8月29日付、3面）では、「天弓」は能島流、「御前泳」は小堀流として演じられたことが掲載されています。つまり、神統流の泳法ではなく『系統游泳沿革及古式由来』の「系統游泳教程」の「系統游泳研究科教程」に示された「第6章 御前泳天弓ノ型ト態。」より演じられたのではないかと思います。

少し視点を変えて、この昭和8年（1933）における日本游泳連盟の事情から考えてみたいと思います。

日本游泳連盟は、この当時、日本水上競技連盟との抗争問題が起こ¹³⁾っていました。

それは、昭和5年（1930）に全国的な泳法流派が加盟した組織“日本游泳連盟”発足にあたり同連盟が日本水上競技連盟の傘下に入ると交わした契約の拒否問題に端を発して、それが抗争として徐々に表面化し、昭和8年には日本水上競技連盟が日本游泳連盟の明治神宮大会水上競技部門への参加を拒否する¹⁴⁾という問題へと発展しました。

この時、日本游泳連盟は、日本水上競技連盟に組織上対抗すべく規定の大改訂をおこなっています。

昭和5年（1930）11月に日本游泳連盟が設立された当初の『日本游泳連盟規約』（昭和5年11月3日施行¹⁵⁾）では、「第一章 目的 第一條 本連盟ハ本邦固有ノ武道タル游泳各流ノ連絡ヲ執リ以テ日本游泳法ノ向上普及ニ資シ併セテ日本游泳競技ノ発達普及ヲ図ルヲ以テ目的トス … 第五章 組織 第五條 本連

盟ハ全国各流派ヲ以テ組織ス 前項ニ依ル本連盟加入流派ハ左ノ如シ（イロハ順）岩倉流 踏水術（小堀流）観海流 向井流 野島流 山^マノ内流 神伝流水府流太田派」（下線加筆）と「全国各流派」で組織するとしていました。

昭和8年5月18日に大改正した規約では、「第一章 目的 第一條 本連盟ハ本邦固有ノ武道タル游泳各流ノ連絡ヲ執リ且全国各游泳団体ノ協調ヲ図リ以テ日本游泳法ノ向上普及ニ資シ併セテ游泳競技ノ發達普及ヲ期スルヲ以テ目的トス…第五章 組織 第五條 本連盟ハ全国各流派、全国的游泳団体及有力ナル地方的游泳団体ヲ以テ組織ス 本連盟加入流派ハ左ノ如シ（イロハ順）岩倉流 観海流 向井流 野島流 山^マノ内流 小堀流 神伝流 水任流 水府流太田派 水府流水術 第一項ニ於テ地方的游泳団体ト称スルハ主トシテ府県又ハ大都市等ヲ代表スルモノヲ言フ」（下線加筆）と加盟組織として全国の流派のみでなく全国或いは地方を代表するような游泳団体の加盟を承認するものでした。

つまり、系統游泳協会が、この地方を代表する団体であるとの認識から日本游泳連盟への加盟を申請した可能性があるかと推測できます。

なお、『神統流』に、「昭和4年7月21日 磯海水浴場開き。系統游泳協会—磯海水浴場—昭和17年まで。」（p.24、下線加筆）とありましたが、前述しましたように‘系統游泳協会’は昭和8年（1933）より使用された名称であり、表記における誤記・誤認がありました。

IV. “神統流”を公言

昭和8年（1933）に‘系統游泳協会’が日本游泳連盟への申請に関連して新聞記事から判明した興味深い表現があります。

前出、昭和8年（1933）10月16日付『鹿児島朝日新聞』（7面）の「賞賛の的となった黒田師範の天弓 …」と題した同年10月8日に開催された〈第七回全日本游泳選士権大会¹⁷⁾〉参加演武記事に「明治神宮外苑大プールに於ける … 全日本選士権大会には本県を代表して、鹿児島県系統游泳協会の神統流師範黒田清光氏と同協会教師須田得造、鶴木淳一の両氏が参加した」（下線加筆）とありましたが、注目すべきは「神統流師範黒田清光」とあることです。

この「神統流師範」という表現が使用された経緯と目的は不詳ながら、このとき‘神統流’という名称が公言されたことは明らかです。

そして、この時点から黒田清光が、自身の泳法を‘神統流’という流儀名称の元に位置付けようとしていた、或いはそれ以前からその認識をもって進めて

きたとも考えられます。

いずれにしても、新聞記事において‘神統流’と表記されたことは、この時点までにおいて既に公言されていたことを推論させる論拠として捉えることもできます。

V. 日本游泳連盟加盟申請と組織としての取り組み

昭和8年(1933)に‘系統游泳協会’が日本游泳連盟に加盟の申請をしましたが、すぐには認められなかったようです。むしろ、‘系統游泳協会’ではなく、公言した‘神統流’として加盟申請することを同連盟側から勧められたのか、その方向に進行していったように思われます。

‘系統游泳協会’が日本游泳連盟への加盟申請をした翌昭和9年(1934)、新たな取り組みがいくつか見られました。

i. 寒中水泳

昭和9年(1934)1月1日、神統流資料の中に寒中水泳を実施した際の印刷物が現存しています。

その資料は、『皇運無窮 奉賀寒中游泳』との題目で、「昭和九年一月元旦午前六時 於磯天神下」とあり、水神祭に始まり、花傘、御上覧泳、天魔弓のプログラムと役割(介添を含む)記述が明記されたもので、30人の参加者名が見られました。また、資料には戦後付記されたと思われる生存安否情報が書き込まれているものが現存しています。

なお、『神統流』に「昭和8年元旦泳ぎ初め記念・磯海水浴場」(p.24)があり、昭和8年(1933)に実施されたことを示す写真掲載が見られます。しかし、これは年次記述の誤りで、元写真には、「昭和9年1月1日午前六時半 磯」と手書きの記述がありました。従って、‘寒中水泳’は、この年から初めての試みとして実施されたと考えられます。

その後の寒中水泳については、昭和11年(1936)元旦に黒田清光から有馬純春宛に出された「聞看状 年始游泳式会之事」が残されていることから、昭和9年以降何年間かは継続して実施されたのではないかと推測しています。

このときに実施された、水神祭の意義については、以下の④で触れることにします。

ii. 他流派講師の招聘

昭和9年(1934)7月12日付『鹿兒島朝日新聞』「本社の磯海水浴場 権威あ

る講師集る 愈々系統游泳講習開始 神伝流、小堀流本場から講師来る」と題する見出し記事に、「本社磯海水浴場の正式開場式は近く盛大に開催するが、之に先立って本社が後援する系統游泳術指導講習会は昨十一日を以って最も賑やかに之が蓋明けした 本講習会は … 斯界の権威黒田清光をリーダー株とする日本系統游泳協会鹿児島支部の各講師や教師三十数名よりなれる … 更に又神伝流の本場四国松山神伝流游泳協会からは、前師範松野勝太郎氏の令息松野四郎氏が今夏の臨時講師として純粹の神伝流游泳の指導の任に当る事となり、… 又更に近日中に日本游泳協会からは小堀流の名人たる幹事、松永正雄男爵が来賓の上、親しく本講習会のために尽力する事となつてある。」(7面、下線加筆)と具体的な記述が見られました。

この神伝流と小堀流からの講師参加があった事実に対して、講習期間中のいつまで参加したかは不詳ですが、この講師参加と‘系統游泳協会’が日本游泳連盟への加盟申請したことや前出〈第七回全日本游泳選手権大会〉で演武披露したこととの関係が推測されます。

iii. 遠泳大会の開催

昭和9年(1934)8月19日に‘系統游泳協会’は、郡元紡績下から重富間の25kmの大遠泳を挙行しています。『鹿児島朝日新聞』同年8月20日付「本社水泳講習会の郡元、重富間大遠泳 十九日大成功裡に終了」との記事では、「本社の系統游泳講習会 … 二十五キロの大遠泳会は十九日午前十時より決行された、定刻入水レコードの伴奏に勇ましく進発約一時間の後 天保山沖を通過全員油を流した様な海面をすべって泳ぐ、四列側面の整形 … 全員午後五時半一人の落伍者もなく重富に泳着、クズ湯に体を温め汽車及び船に分乗無事帰郷したのは午後七時であった」(7面)とあり、遠泳成績としての参加者名(19人)が掲載されていました。

現在、この大遠泳を達成した者に送られた証書「善泅證」が神統流資料として保存されており、『神統流』の5頁に有馬純春、7頁に草道正典の証書写真を掲載しています。

なお、『神統流』(p.5)で昭和9年(1934)8月31日、講習会の最終日に大遠泳会がおこなわれたと記述していますが、講習会の最終日は、同日ながら、大遠泳の実施期日には誤認がありました。

iv. 水神祭

昭和8年(1933)の磯海水浴場の水泳講習会に招聘した山内流「岡田米蔵」が、開場式で「山之内流水神祭」をおこなったことは前出1. 1). (4). IIで述べた通りですが、昭和4年(1929)から始まった磯海水浴場での水泳講習会では、初めてのことでした。

先出のi. で述べた、寒中水泳のプログラムから‘系統游泳協会’のメンバーによる「水神祭」が実施されたことが判明しましたが、昭和9年(1934)8月25日におこなわれた〈磯天神奉納游泳大会〉でも‘系統游泳協会’のメンバーにより執りおこなわれたことが判明しています。『鹿児島朝日新聞』同年8月26日付「妙技に嘆称せしめた磯天神の奉納游泳 …」(7面)との見出し記事では、「本社の系統游泳協会では昨二十五日の磯天神例祭日に同神社奉納の游泳大会を午後二時から開催した … 斯くて定刻一同、磯天満宮に参拝し先づ国生祭主の修祓、献饌、祝詞奏上の儀あり、玉串を奉奠、… 祭典を終へ、引続き場を講習会場に移し、水神祭に移り国生祭主の修祓、献饌、降神祝詞奏上、玉串奉奠並に前記の如く主催者講師来賓等の順にて玉串奉奠あり、昇神撤饌にて祭事が終わった」と陸上での祭事が実施されることになりました。

なお、‘系統游泳協会’が執りおこなった「水中での水神祭」は、昭和10年(1935)7月1日〈磯海水浴場開場式〉が最初のように、『鹿児島朝日新聞』(夕刊)7月2日付「華々しく開場した本社磯の海水浴場 荘厳な水中水神祭 系統游泳講習会第一期に入る」(2面)と、見出しにも表記されていました。

なお、昭和10年(1935)8月25日〈第二回磯天神奉納游泳大会〉でも実施され『鹿児島朝日新聞』8月22日付「待たるる磯海水浴場の天神奉納游泳 …」(7面)と題する記事に、「海上に於ける水神祭に初じまり …」(下線加筆)という記述が見られました。

これ以降、戦前の講習会の行事初めでは、「水中での水神祭」を実施することが慣例となったようです。

また、同紙新聞記事に水中水神祭の写真が掲載されたものとしては、昭和11年(1936)7月1日の開場式(夕刊、7月2日付、2面)が初見ですが、現存神統流資料においては、「水中での水神祭」写真は残されていません。

v. 磯天神奉納大游泳会

『鹿児島朝日新聞』昭和9年(1934)8月16日付記事「会期中磯天神の奉納大

游泳会 紡績重富間の遠泳と将来への年中行事とする」との副タイトルがあり、「系統游泳講習会は今十五日愈第四期の講習会に移るが此の会期中に於いて今年の新しい試みとして更に将来への年中行事たらしめるべく磯天神奉納大游泳会を開催することになった 即ち来る廿五日午後二時から開始 …」(5面)との記述が見られ、その目的の一端として水泳界の名手発見が述べられていました。

このことは、「系統游泳協会」が、水泳界への貢献を視野に入れて行事の計画・展開を進めていることを示すための表現であったと受け取れます。

なお、「磯天神奉納」と名付けての游泳大会は、この年から始まったようです。

vi. 系統游泳協会の心身鍛錬と計画

系統游泳協会が夏季のみに限らない四季を通じての水泳技術のみでなく心身の鍛錬を目的とした行事の実行を計画していることを、『鹿児島朝日新聞』の昭和9年(1934)9月2日付「心身の鍛錬を目的に系統游泳協会の計画」との見出しで報じています。

記事による計画とは、「一、一月一日午前六時磯天神奉祝寒中水泳 一、毎月二十五日参向会員参集 一、三月二十一日春季修行会櫻島に於て 一、九月中参向会員修行 一、十月中旬秋季修行会龍ヶ水に於て」(7面)とありました。

この行事のすべてが継続されたかは不詳です。

以上6件、i.～vi.の取り組みを昭和9年(1934)の活動の中から見ることができますが、前年に日本游泳連盟に加盟申請したことで組織内での活気が高まり、日本游泳連盟との関係性も深まったことを示す現象ではないかと推測しています。

しかしながら、昭和9年(1934)における地元新聞の記事では、「神統流」の名称が登場することはありませんでした。

VI. 『薩州伝来 潮手繰方神統流梗概』の作成と発刊

前述1.1).(4).IVで、昭和8年(1933)10月16日付『鹿児島朝日新聞』記事に「神統流師範黒田清光」(7面)との記述掲載のあったことを示し、翌昭和9年の新聞記事には「神統流」の名称が登場することがなかったと述べました。

確かに昭和8年(1933)に「神統流」の名称は公言しましたが、そのことが同時に実態を明らかにしたことはありませんでした。

昭和10年(1935)10月に黒田清光著述の『薩洲伝来 潮手繰方神統流梗概』

(昭和10年版、神統流参向院 黒田清光著、系統游泳協会代表黒田清光発行、1935、以下『梗概』と略す)が補正・印刷され、発行されています。

『梗概』の奥付の記述を見ると「昭和9年9月脱稿」ともあります。このことから推考すると、昭和8年(1933)の後半から昭和9年(1934)にかけて‘神統流’の伝承と伝書を開示する準備が進められたことが考えられると同時に、この冊子『梗概』の作成されたこと自身が、日本游泳連盟へ‘神統流’として申請するための動きであったと思われる。

とすれば、昭和9年(1934)に脱稿したものの一部か全部を日本游泳連盟に提示した可能性も推測されます。ただし、この昭和9年(1934)に脱稿したという原稿や冊子は、現在見当たっていません。

また、昭和10年(1935)10月に『梗概』を完成した後、この冊子を広く公開することを目的として図書館への寄贈や個人にも配布されたことが、原本所蔵先からも判明しています。

現在における原本所蔵先として、①鹿児島県立図書館に4冊¹⁸⁾、②黒田家に2冊¹⁹⁾、③その他1冊²⁰⁾の計7冊が確認できています。

この冊子では、「神統流現代潮手繰方(神統流現代游泳術之義)」(pp.50-54)とする新たな伝承形態が記され、加えて「系統游泳各科教程」・「系統游泳等級乗位と参向院乗席」(pp.54-57)が記載されています。

Ⅶ. 日本游泳連盟へ‘神統流’として加盟

昭和10年(1935)8月、日本游泳連盟への正式加盟が承認されることを前提に、前年の系統游泳術講習会に他流派講師として日本游泳連盟から招聘した松永正雄男爵から連絡があり、同連盟主催の演武会で神統流泳法(潮手繰方)を披露することになったことを示す新聞記事がありました。

それは、昭和10年(1935)8月18日付の『鹿児島朝日新聞』「薩州古来の神統流全国游泳大会で演武 廿二、三日神宮プールで 一本社の系統游泳から派遣一」(5面)との見出し記事で「南九州水泳界の為に貢献しつつある本社系統游泳協会では、同会参向院隣士黒田清光氏をはじめ、各講師が磯海水浴場で連日多数の会員を指導し、好成績を挙げて居るが、今般日本游泳連盟総務松永男爵から来る二十二、三日東京の明治神宮プールに於いて行はれる第九回全国游泳競技演武大会に招かれ、我が薩州古来の神統流潮手繰方演武の為め出場する事となり、全国から集る各流派の選士と共に … 系統游泳協会は今回の出演

によって愈々日本游泳連盟に正式加盟□なし、明年度からこの大会出場者の南九州予選を本協会で行ひ、選手権獲得者を出場せしめる事となった …」(下線加筆、□は新聞文字判読不明箇所)とあり、翌年昭和11年(1936)からは前出1. 1). (4). Iで述べた昭和7年(1932)に日本游泳連盟主催の全国競技会に対しての九州予選として臼杵山内流主催で開催された競技会の南九州地方予選会を系統游泳協会が開催することになることが報じられました。

そして、正式加盟についても『鹿児島朝日新聞』昭和10年(1935)10月27日付には「本社系統游泳の神統流 日本游泳連盟へ加盟 正式に加盟を承認 権威を築く夏の本社指導講習会」(7面)との見出しで、「本社の系統游泳協会が、予て日本游泳連盟へ正式加盟の手続きを執りつつあった事は、嘗て報じた通りであるが、去る十八日付きを以て愈正式加盟の承認を得た … 之れに依って年々本社が磯の海水浴場において開催する系統游泳指導講習会は一層の権威が築かれることになる。」(下線加筆)との報道記事が掲載されていました。

この正式加盟の承認書は、恐らく戦時下焼失されたと考えられますが、残念ながら神統流保存資料の中に現物は見当たりません。

しかし、前述1. 1). (4). VIで取りあげた現存『梗概』の①の4冊、②の2冊の表紙裏と序文との間に貼り付けられたような、この加盟承認書の写しと思われる印刷文面が見られました。

日本游泳連盟から加盟11流派目として正式に承認されたのでした。²¹⁾

このことは、神統流が初めて鹿児島県の内外において社会的承認を得たことでした。

また、同時に、『梗概』に示された‘神統流現代潮手繰方(神統流現代游泳術之義)’が、鹿児島における新たな泳法の伝承として、このときを嚆矢に今日まで継続されてきたと捉えています。

なお、前述した鹿児島県立図書館所蔵の『梗概』4冊すべてに、この日本游泳連盟加盟承認書の写しが添付されています。憶測の域を出ませんが、日本游泳連盟への加盟承認を社会的承認と捉えての対処であったと推察しています。

(5) ‘神統流現代潮手繰方’の解釈

①『梗概』の記述：前述したように『梗概』には、「神統流現代潮手繰方(神統流現代游泳術之義)」(pp. 50-54)と称する新たな伝承形態の記述が見られました。

『梗概』には、黒田清光による薩摩地域の泳法（潮手繰方）の探求や泳法に対する研鑽と考究する自らの姿勢を「大正五年には鹿児島游泳術研究会と改称いたしましたして日本各流の游法は勿論、旧薩藩潮手繰方の伝来をも探求いたすために当時二松学舎長重久雄彦氏を会長に御願ひしましたところ、快諾されまして、自から築港の海に入って会員を督励されたのであります。大正七年には本部を東京に移しまして専ら各流の修業と潮手繰方の精進を続けまして、側ら旧薩藩の伝来と外国游法の探求につとめたのであります。」(pp.9-10)と記述しています。

また、黒田清光が神統流を伝承する上での伝文解釈について先人から教示を受けたことも述べられていますが、伝書に基づいた具体的泳法について教示や指導を受けたことにはほとんど触れていません。

人から人への伝授・伝承において、直接且つ具体的であってもすべてが伝わらず変化さえ生れてきたこともあると考えるならば、間接的でしかも実態が直接存在しない状況であれば、すべてにおいて伝授内容の正否もほやけた判断とならざるを得ないことであり、想像的要素や創作的要素が入り込むことがありますと言えるでしょう。

これらから推測すると、神統流の用語解釈や泳法の技術的方法などを、黒田清光自身の判断に基づいて用語の用い方や泳法の具体的技術などを生み出していったことが考えられます。

つまり、『梗概』に示された‘神統流現代潮手繰方’は、本人の優れた水泳能力と豊かな経験及び研鑽による泳法技術や知識の集積に拠るところが大きく関与していると思われます。

加えて、鹿児島地域の自然環境を含めた風土と前述1. 1). (3)で述べた水泳事情や島津家及び同家臣の水泳談の存在などを視野に入れた、新たな伝承と考えることも可能と推察します。

おそらく、このような状況の総てを鑑みて、黒田清光は、敢えて「現代潮手繰方」と名付けたのではないかと思われます。

また、『梗概』の序文の末尾に自ら「現代宗系鄰土 黒田清光 昭和十年十月」(序文p.4、下線加筆)と、‘現代宗系’と黒田清光を起点とする新たな宗系を示したとも受け取れる表現を用いています。勿論「現代」は、「いま」或いは「今日」の意味にも受け取れますが、‘神統流現代潮手繰方’が、神統流におけ

る泳法上の新たな伝承と受け止めた場合、‘神統流現代潮手繰方’と‘現代宗系’が一对として歩み始めたことが示されていると捉えることも可能と考えました。

黒田清光の長男で神統流第17代宗家黒田清博は、「…神統流の名称そのもの、由来は定かでないが、昭和十年日本游泳連盟の登録承認をもってするのが適切でなかろうかと思われる。それ以前は潮手繰方しおたぐりがたとしたほうが、文化的ではなかろうか。…」(黒田清光逝去後に実施された講習会用資料より、年次不詳)と表現した記述を残しています。

この表現を借りるならば、新たな伝承としての泳法「現代潮手繰方」を演じて、昭和10年(1935)に日本游泳連盟に‘神統流’として加盟承認されたことが、泳法流派としての社会的承認を得たことでもあり、その時点から、それ以前の「潮手繰方」と区分した新たな起点と捉えられます。

また、この起点を黒田家の私的伝承泳法‘神統流’の視点から鹿児島地域の泳ぎの伝承文化の始動と考えることが、現在の神統流泳法への素直な解釈に繋がるように思われます。

(6) 戦後の神統流の歩み

①黒田清光死去後から‘神統流保存会’まで：昭和54年(1979)に黒田清光が逝去した後、前述の「はじめに」で触れた平成8年(1996)に中森が大谷大学真宗総合研究所一般研究の補助金(個人研究)を得て、同流泳法解明の調査研究を実施した期間までの活動は、おおそ把握できています。しかし、その後、平成9年(1997)に‘神統流研究会’を発足し、平成14年(2002)‘神統流保存会’と名称変更をしたこと、平成19年(2007)に〈神統流保存会10周年記念行事〉を実施したことなどの具体的な情報を得ていませんでした。

今回の調査では、神統流保存会から平成9年(1997)以降今日までの情報提供を受けるとともに、『神統流保存会10周年記念行事』(パンフレット状、A3判両面)、『神統流保存会 平成20年度 定期総会資料』(A4判、16頁・写真5頁)、『神統流保存会役員 平成23年度・24年度』(A4判1枚)の3件の資料の提供を受けました。

2) 神統流泳法と伝承に関する調査

(1) 用語的な解釈

①「体差」「股捌き」「足捌き」：『梗概』にも、『薩州伝来 潮手線方神統流要抄解説』（昭和28年鹿児島史談会講話資料・昭和29年同実演資料、昭和31年（1956）以降に黒田清光によって作成された冊子）にも、『神統流 講話概要と参考資料』（第12回日本泳法研究会資料、黒田清光作成、1963）にも、具体的な神統流泳法の技術説明や解説用語らしきものがほとんど見られなかったが、昭和38年（1963）の薩摩文化月刊誌『さんぎし』（寺師宗一編・発行）に掲載された「日本で最古の伝統をもつ 神統流水迫仙法」（第6巻、第5号、1963.5）及び「神統流 水迫仙法の解説」（第6巻、第10号、1963.10）と題した文中で、黒田清光は泳法の具体的説明と解説としての用語を述べ示しています。しかしながら、独特・特異な表記・用語で、その後、その解釈において変化したり、用語の表記がされなくなったりしたものが出てきました。

取り敢えず泳法上の具体的な表現用語を、黒田清光著述から取り上げ、a. 体差、b. 股捌き、c. 足捌きの3点に絞って、中森と神統流保存会と検討を進め、一応の見解を得ました。

当報告文においては、詳細は省略して、結論のみを取り上げておきます。

a. 体差（タイサ=姿勢）

平目：ヒラメ=平体、斜目：ナナメ=斜体、立目：タチメ=立体、自在目：ジザイメ=状況に応じた姿勢

横体：横向き泳ぎ、仰体：捨業の浮きで使用、伏体：捨業の浮きで使用

b. 股捌き（マタザバキ）

太刀目股：タチメマタ=扇足、下鞍目股：シモクラメマタ=蛙^{かえる}足、交互太刀目股：コウゴタチメマタ=交互に扇足、滋目股：シゲメマタ=早い扇足、敷目股：シキメマタ=巻足又は踏足

c. 足捌き（アシサバキ）

蹴合：ケアイ=踏足、蹴踏：ケブミ=巻足、蹴込：ケコミ=扇足、滋目蹴合：シゲメケアイ=早い踏足、滋目蹴込：シゲメケコミ=早い扇足、蹴込為様：ケコミノサマヲナス=扇足の様を為す

(2) 泳法の現在解釈と解説文の作成

①「業三品」：平成8年(1933)に中森が当時の神統流宗家黒田清定と現宗家黒田清恒の三者で作成した「神統流に関する研究—泳法の解明を求めて—」(『真宗総合研究所研究紀要』第15号)が黒田清光没後の初期モデルとなって、今日の神統流泳法「業三品」の泳法区分や解説がなされてきたのですが、年次とともに指導者の考究や解釈によって変化が生じてきました。それは、新たな混乱であったり進んだ解釈であったりの様相で、今後のことを考えるならば、現時点で過去の資料に見られる記述や表現を整理し、解説しておくことが望ましいと判断しました。神統流保存会もこの判断に同意し、協議を進める事になりました。単に神統流泳者向けの解説でなく、一般の人でも理解し易い解説文の作成を目指して記述を進めました。

先ず、神統流泳法の「業三品」における「捨^{すて}の業^{わざ}」(浮・潜)・「差^{さし}の業^{わざ}」・「拔^{ぬき}の業^{わざ}」の変化を順次立てた「正」・「奇」・「要」・「変」の名称表記に具体的泳法技術名を表記してきたこれまでの形態を、技術名を先に表記しその後ろに変化順次(正→奇→要→変)を付記することで、技術が見え易くするようにしました。

次に、それぞれの業の目的を明確にして、それを理念として捉えることで、実践的で理解し易い説明となるように心がけました。その目的としては、黒田清光が示した記述から「捨の業」は基礎能力を身に付けること、「差の業」は静かに泳ぐこと、「抜の業」は状況に素早く応じること、と考えました。

解説文作成に当たって、初期モデルとした泳法の区分は、変化しませんでした。足捌きや細部での泳法動作の方法などにおいて、変化したりより詳しい説明が加わりました。ただ、「業三品」と次に述べるところの「応用業」との関連において、その実践的解釈に若干の変化が生じました。

解説では、すべての技術が明瞭に理解できるように、目的、姿勢、手・腕、足・脚、留意点の項目を設定して文を作成しました。

何度も神統流保存会と協議・討論を重ねて、解説文の作成に至り、同会と情報の共有ができました。

解説文の詳細は省略しますが、以下に、業における具体的泳法技術名と変化順次を示しておきます。

「捨の業」 [浮] 棒直：正、曲丸：奇、太人：要、舟座：変

[潜]	坐被 ^{かつぎ} ：正、上被：奇、底被：要、中被：変
「差の業」	片差し：正、両差し：奇-1、斜差し：奇-2、平泳ぎ：要、立泳ぎ：変
「抜の業」	片抜き：正、両抜き：奇-1、早手：奇-2、早抜き：要、静抜き：変

なお、今回作成した解説文の詳細は、日本水泳連盟主催〈第63回日本泳法研究会〉(平成27年(2015)3月21日・22日、於：鹿児島市)の神統流資料所収「神統流現代潮手繰方」の泳法」として掲載しました。

②「応用業」：神統流の基本業を発展させた表現として「応用業」がありますが、これまでにこの業の種類や方法を整理し記述されたものに、昭和54年(1979)に黒田清光次男清範が編集した『薩摩伝統泳法 神統流』(簡易製本²²⁾)という冊子があります。冊子には、「応用業」として現在までに実演されたことがあると思われる8演技、「水書」・「水剣」・「水射礼」^{かしやらい}・「水神祭(潮手繰方神事、潮汚離神事)」・「組み業(組抜)」^{やりわざ}・「鑓業」・「甲冑」・「銃術」が図とともに名称記載されていました。

嘗て行われたという「削掛」^{けずかけ}は、冊子にはありませんでしたが、今回から「応用業」に加えることにしました。

以上9演技の応用業について、神統流保存会と協議・試行・論議の上、「鑓業」「甲冑」「銃術」を除く6演技についての解説文作成に至り、同会と情報の共有ができました。

解説文の詳細は省略しますが、「応用業」については、「業三品」が基本の業で、その応用とする解釈をし、基本の業との関係を以下のように捉えることにしました。

「差の業」：「水書」、「水剣」、「鑓業」、「甲冑」、「銃術」、「削掛」

「抜の業」：「組み業」

また、これまでは水中で弓を射る「水射礼」を「差の業」の応用としてきましたが、今回から特定の業という考えでなく神統流泳法の「総合業」と解釈することにしました。

加えて、復活させた水中での神事としての「水神祭」を、戦前の状態を想定して執りおこなうことができるようになりました。

なお、今回作成した解説文の詳細は、日本水泳連盟主催〈第63回日本泳法研究会〉（平成27年3月21日・22日、於：鹿児島市）の神統流資料所収「『神統流現代潮手繰方』の泳法」として掲載しました。

（3）泳法の実践

①プールでの実践：「業三品」や「応用業」の解説文の作成において、神統流保存会の泳者によって実際の泳法と照らし合わせながら作業を進めてきました。その神統流泳法の完成形としての泳ぎをビデオカメラレコーダーによる映像収録を兼ねて、平成25年（2013）5月～9月にかけて、鹿児島県立甲南高等学校附属プールで2回、鹿児島市鴨池公園水泳プールで2回の実技演技の実施をおこないました。この間に、一通りの神統流泳法「業三品」・「応用業」を実施しました。

②川内川と錦江湾での実践：神統流泳法は、本質的に自然の中で泳ぐことを前提として実戦及び実用性を重視した泳法技術と伝えられてきました。そのことの実践とビデオカメラレコーダーによる映像収録を兼ねて、平成25年（2013）8月に、神統流と縁のある川内川流域の鹿児島県薩摩郡さつま町二渡付近の流れを横断しての「差の業」並びに「抜の業」の応用としての「組み業」と「捨の業」の「底被」を実演し、錦江湾の磯海水浴場では「差の業」並びに「抜の業」の応用としての「組み業」と「水射礼」、加えて復活させた水中での神事としての「水神祭」の実演を神統流泳者に試みてもらいました。

また、平成26年（2014）1月1日の磯海水浴場での神統流保存会による泳ぎ初めの行事において、水中での神事としての「水神祭」が公開されましたが、その様子をビデオカメラレコーダーで映像として収録しました。

ただ、自然環境の中での実施において、川では川底・流れ・水の透明度の関係などで、海では使用場所の制限や潮の流れなどの影響などで、残念ながら試泳・試撮りにはなりましたが十分な映像の収録には至れませんでした。

（4）ビデオカメラレコーダーによる泳法の撮影と収録

①水上・水中からの撮影：上記（3）のプールと自然環境での神統流泳者による実践は、ビデオカメラレコーダーを用いての映像収録を兼ねて実施したことを述べました。泳法映像収録にあたっては、それぞれの泳法技術に対して、

正確な動きを記録し、運動の連続性を明確に理解できることを目的として、水上と水中からの撮影を必ず実施することにしました。実施においては、アングル及び撮影方法など、神統流保存会と事前に検討をしたり収録状況に応じた対処など、試行錯誤的な段階の一面もありながら映像化することができました。なお、ビデオカメラレコーダーによる収録映像をすべてDVD化し、中森と神統流保存会の双方で保管しています。

(5) 収録映像の編集保存

①専門家の協力：神統流保存会の会員の中に、パソコン関係の専門教育機関で教鞭をとり、映像データなどに対してパソコン機能を活用しての映像処理編集が可能な専門家がありました。その会員の方に、今後の保存と活用を考えて、上記(4)のビデオカメラレコーダーで収録した映像を、泳法技術別に水中・水上に区分して編集をする作業を依頼しました。「業三品」(都合「差の業」の平泳ぎ：要を除く)と「応用業」及び川内川での実演に対して、映像に泳法技術名を挿入するという編集作業を終えて、DVD2枚に収録されました。

なお、このDVDは、真宗総合研究所へ帰属するとともに、中森と神統流保存会で保管しています。

3) 神統流保存資料の調査

(1) 第18代宗家黒田清定宅の資料保存

①黒田清範宅から黒田清定宅への移管とその後：昭和54年(1979)に黒田清光の逝去に伴い、神統流資料は次男黒田清範宅でそのまま保管され、清範が平成5年(1993)に逝去後は三男黒田清定宅に大半が移管された経緯があります。そして平成19年(2007)に清定が逝去後の今日、同宅に保管されている神統流資料について調査を実施しました。黒田清光の次男清範宅保管資料の調査は、中森が平成2年(1990)から平成4年(1992)に実施し、『報告書』の「V. 収集した文献及び資料」(pp.47-54)に記載し、複写した収集資料はその後平成8年(1996)までに収集した資料も含めて製本化して「神統流関係資料 目録」(その1～その27)として保存しています。この中森収集資料と清定宅の現在保存資料を照合すると、一部分所在不明の資料のあることが判明しました。逆に、平成10年(1998)以降の資料や清定が作成した資料の保存など10点を越える資料

が新たに見られました。現状対処として、所在不明資料の中で中森が保存の複写資料については、再複写で補うことになりました。

②資料目録の作成：①の状況の中、中森複写所蔵分などを再複写にて補うなどの上、一時対応としての「黒田家所蔵資料一覧表」を神統流保存会とともに協力して作成するに至りました。

この一覧表の作成の詳細は省略しますが、神統流資料の確認できる現存状況と資料散逸を避け今後の参考とすることを目的におこなったものです。

なお、今回作成した資料目録は、日本水泳連盟主催〈第63回日本泳法研究会〉（平成27年3月21日・22日、於 鹿児島市）の神統流資料所収「付録 黒田家保存資料一覧表」に掲載しました。

2. 調査研究から生じた新たな課題

1) 神統流資料に見る不思議

(1) 疑問・矛盾・誤りなど：黒田清光が昭和28年（1953）・同29年（1954）に鹿児島史談会で講話・実演した際の記録『薩州伝来 潮手練方神統流要抄解説』²³⁾（以下、『要抄解説』と略す）の中で、神統流の相伝文書が「昭和廿年六月十七日の夜間大空襲に家財諸共焼失し誠に遺憾でありました。」(p.1)と記述しています。つまり、現在において神統流の伝書の類は実物が現存しないことを意味しています。この記述に従って、神統流の伝書の原本の存在に対して最も近い原本文書を考えた場合、昭和10年（1935）発行の前出『梗概』所収の文書が現存として最もそれに近いと推定できます。

今回の調査研究では、『梗概』とそれ以降の黒田清光による記述資料などと照合する作業も実施しました。その中で、神統流の伝書や系譜において黒田清光が残した記述資料の中に、史実においても、伝承においても、泳法の説明においても明らかな不思議或いは論理的不整合な記述などが数多く存在することが判明しました。

判明した中には、揚げ足取りの領域では収まらない明らかな論理的不整合や疑問に繋がる史実としての記述の存在も確認できています。

確認できたこれらは、確かに史実としての論拠上の断定ができないことやより深い検証を要する事例ですが、流派の伝承や伝統にも影響を及ぼす大きな問題性を孕んでいる可能性があると考えられます。

以下は、その中で重要な問題性があると思われる事例を取り上げました。

①神統流流祖黒田頼定に関わっての不思議：『梗概』に「天文二年藩士黒田越前守久右衛門頼定の伝へたと申します神統流潮手繰方は道本の巻に天之序、地之序、人の序を示しまして祖先代々の秘伝也とありますから流祖久右衛門頼定と伝えてをりますけれども、実際は大分以前に創始されてゐるものと推考いたすのであります、潮手繰の由来を探求いたして見ますと、伝書に潮繰とありまして潮汚離の意地と看へ、基潮阿身に出づとありますから、島津六代の太守公諏訪廟を今の麩府の地に移され、七代元久公潮阿身の神事を営まれた事に縁をもつものと推考いたすのであります。」(p.2、下線加筆)とありますが、前出昭和38年(1963)の冊子『神統流 講話概要と参考資料』に「享録二年(一五二九)十一月十日頼定は享寿五十三歳で歿していますが …」(p.5、下線加筆)とあります。

『梗概』では、頼定が伝書「道本の巻」を天文2年(1533)に伝えたと言いながら、その後の資料に見られる享禄2年(1529)の死去は、矛盾しています。

また、何故か昭和11年(1936)に黒田清光が作成した『神宮プール 日本游泳演武に就て』(A4判2枚サイズ程の横長1枚の印刷物²⁴⁾)に記述された沿革では「流祖越前守久右衛門尉藤原頼定は … 大永年中出陣に手負重く子孫の為め水迫りを伝書し口伝により二世六左衛門頼清²⁴⁾大文二年潮手繰方神妙之事に天の序地の序人の序を添へて神統流道本の巻を相伝…」とあります。『梗概』の18頁から19頁において天文2年(1533)に流祖頼定の名で相伝免許が2代頼清に伝承されてより文禄4年(1595)に5代頼清が伝承されたことまで列記して示してあるにも拘わらず、この不整合には承服しかねる疑問が残ります。仮に下線を加筆した『梗概』の「実際は大分以前に創始されているもの」(p.2)としての説明があっても伝書の相伝は別のものであって、腑に落ちません。

②神統流宗家の歴代系譜の不思議：『梗概』以外に相伝文書の神統流歴代宗家の系譜を黒田清光直筆で転写したと記述の書類が、次の3件あります。

- a. 『昭和十二年八月吉日 神統流水迫仙法系図写』「神統流歴代正合位譜」
- b. 『昭和十二年霜月写置 神統流兵法系譜(正合位譜より転写せるもの)』
- c. 『黒田家古書集録』(気付として「昭和十九年十一月吉日」とある)「神統流兵法歴代正合位譜」

この3件は、表書きに違いがありますが、すべて「神統流歴代正合位譜」と

称するものの記載で、子々孫々に相伝すべき旨の前書きがあり、流祖黒田頼定より4代前の左衛門尉(黒田)頼広にはじまり黒田清光に至る系譜と補足(幼名や通称など)が添えられ、神統流歴代は相伝を授けられた年月日が記載されている同じ形態のものでした。(以下、3件を『正合位譜』と略す)

『梗概』に示された「神統流宗系譜」(pp.45-47)の歴代宗家名を左列に、『正合位譜』に示された歴代宗家名を右に並べて、見比べてみました。

『梗概』	『正合位譜』
流祖(初代) 頼定	頼定
2代 頼清	頼綱
3代 頼宗	頼経
4代 頼定	頼詮
5代 頼清	頼清
6代 頼明	頼匡
7代 頼定	頼爾
8代 頼末	頼宗
9代 頼明	清方
10代 頼純	清純
11代 新右衛門	新左衛門清廉
12代 清明	清明
13代 嘉兵衛	嘉兵衛清政
14代 石塚 ^{ママ} 嘉治郎	石塚嘉次郎雄蔵
15代 石塚雄熊	石塚雄熊
現代(16代) 黒田清光	黒田清光

右側『正合位譜』に拠る宗家名の太字が、『梗概』に示された左側の宗家系譜と名前が違っている宗家名です。このことに関する簡単な考察は『報告書』(pp.23-27)で既に述べていますが、『梗概』と『正合位譜』とは、明記された転写年次を基に単純に推測するならば、これほどの違いが数年の範囲で同じ原本から起るとは考え難いことです。この違いと原本の関係を推考するならば、別の原本の存在があったとしか受け止められません。

しかも、『正合位譜』の3件(a・b・c)では、いろいろな不可思議が見られます。基本的にこの3件は、a. が伝書よりの転写において基本となる底本

と考えられ、同一人物に依る転写であれば何度写筆が行われても記述に変化を生じさせないことが原則と考えられます。しかし、前書き文面においては、字並びがそれぞれ異なっている箇所があり、b. のみが系譜前文に「大永五年乙酉 霜月十五日□ 久右衛門尉越中 玄竜 花押」(□は文字不明)と最後に記述があったり、家伝のみの伝承形態²⁵⁾では存在しない宗家より允可を授けた藩内人物を示した「府下士」の人名が不一致であったり、a. とc. では、宗家名が同一であるのに対してb. では名前記載に変化(書き記し方)があり、a. とc. では同一である相伝年月日がb. の「11代清廉」「12代清明」「13代清政」では異なるという記述が見られました。この3件の系譜記述の相違を見直すと、a. におおよそ基づいてc. が作成され、記述事項が増加されているb. は前者2件より後に作成された可能性があると推察します。

また、この神統流『正合位譜』3件では、宗家間の系譜を示すために引かれる線や符号、及び追加記述と思われる文字において、推測ながら明らかに油性インクのペンや水性インクの例えば「サインペン」²⁶⁾のようなもので書き足されたように見受けられます。「サインペン」は勿論のこと、油性のインクのフェルトペンを使用したとしても戦後の書き入れであることが推測されます。宗家系譜を示す文書に、一般的な系図で示される係累の線と同じく宗家間を示す係累の線が書き写しと同時に毛筆でなされなかったことも不思議に思われますが、何よりも同流にとって非常に貴重な資料である文書に、表紙に記述した年次時代と違う筆記具で安易に多数書き込みをすることが理解できません。

また、戦後最初の資料と思われる前出『要抄解説』では、昭和10年(1935)『梗概』の「神統流宗系譜」における歴代宗家の名前と見比べた場合に一部補足はありますが、『梗概』に基づいた同じ記述であることが分かります。つまり、資料上の宗家系譜の記述違いも含めて判断するならば、『正合位譜』3件が作成されたのが、戦後であり、しかも『要抄解説』の冊子が作成されてより後の可能性があることは否定できません。このことは神統流2代宗家から9代宗家に至る5代宗家を除いた系図上の実在について考証すべき余地を示していると考えます。

③神統流第15代宗家石塚雄熊に関わる不思議：神統流15代石塚雄熊から黒田清光へ神統流の宗家継承がなされたことについて『報告書』(pp. 11-13)で触れましたが、幾つかの不可解な事柄が残っています。『梗概』に示された14代石塚

嘉次郎から15代石塚雄熊への相伝では、「近代免状覚書」として初段から四段そして奥之段を並べ明治14年(1881)に「右秘伝依御出精無滞令相伝者也 石塚嘉次郎 印」(pp.28-31)とあります。石塚雄熊の除籍簿に拠ると、雄熊は明治14年(1881)3月10日生まれとなっています。生まれただばかりの赤ん坊が「出精無滞」として相伝を受け宗家を継承することは理解しがたいことです。『梗概』より後年の資料で雄熊の相伝授与について見ると、前出『正合位譜』のa.とc.では、明治30年(1897)で、b.では明治33年(1900)となっています。また、前出昭和38年(1963)の『神統流 講話概要と参考資料』では、「隣 嫡子 雄熊 明治三十三年(一九〇〇)九月 祖宝神統流相伝也」(p.15)とあります。根拠が不明に思われます。

また、石塚雄熊から宗家継承が黒田清光に至った経緯において、『梗概』に何ら記述がありません。前出、昭和11年(1936)の『神宮プール 日本游泳演武に就て』では、沿革として「その子雄熊大正八年支那に客死するに及び黒田清光継承す」とあり、『要抄解説』でも「往年(大正八年夏)支那福建省に客死しました石塚雄熊の妻女から雄熊の死報に添えて当時東京在住中の私の父宛に相伝文書一切を送附して参りました … 大正十二年に至りまして改めて神統流を継承することになった次第であります」(p.1)とあります。この2件の資料では大正8年(1919)に雄熊が福建省で死去し、黒田清光が神統流宗家を継承したと記述しています。しかしながら、石塚雄熊の除籍簿には「大正拾年六月拾貳日午後八時十分英国領香港掃管補ニ於テ死亡 … 全月貳拾日香港総領事鈴木栄作受附全年九月九日送付」と死亡年次が明らかに違っています。また、この間の黒田清光の行動を『梗概』の記述で見ますと「大正五年には鹿児島游泳術研究会と改称 … 大正七年には本部を東京に移しまして専ら各流の修業と潮手繰方の精進を続けまして、側ら旧薩藩の伝来と外国游法の探求につとめたのであります。大正十三年には再び本部を鹿児島に戻しまして、当時鹿児島市助役上野篤氏を会長に推し、正則游泳協会に改組いたしましたのであります。」(pp.9-10)とあり、『梗概』で神統流の伝承も公開し自ら宗家を名乗ったにも拘わらず、雄熊からの相伝文書のことも宗家継承のことも触れていないのです。腑に落ちません。

④潮手繰方神統流の不思議：『梗概』に「流祖久右衛門頼定については行状録も伝はってゐませぬが …」(p.37)とし、①で示しました『梗概』の一文に「先

祖代々の秘伝也 … 実際は大分以前に創始されて …」(p.2)とあり、その後の『要抄解説』でも頼定による神統流泳法の創始の状況がはっきりと見えませんでした。前出『神統流 講話概要と参考資料』(pp.2-3)に「^{ママ}繼譜によりますと五代頼重も応永十八年(一四一一)十六歳から修験道場に入り … 修験道場にある間の事と考えられますが、^{ママ}繼譜に「寺下川仁訓蒙有」と記されているのが黒田水芸の最初かと思えます。」(p.2)と薩摩黒田家5代頼重に水芸が始まり、次の代の頼広一頼季へと水芸が伝わり、さらに次の代の頼宗で捨業を、頼宗の一子頼房の代で抜業を、同二子頼定の代で差業を完成させるとともに「水迫仙法三品」の完成に至った経緯を記述しています。この経緯を『さんぎし』(寺師宗一編・発行)に掲載された黒田清光著述の「手柄だけではなかった「古来の武芸」縁起物語 薩摩の水泳史」(第6巻、第11号、1963、pp.30-33)にはさらに詳しく述べていますが、この水芸から「水迫仙法三品」への経過はすべて「寺下川」や鐘ヶ淵や水天淵でおこなわれたとしています。つまり、川で神統流の泳法がおこなわれてきて完成したのが『梗概』に示された伝書「道本卷」(pp.13-17)とすれば、島津家の神事と結び付けての海の泳ぎを表した伝書として、海水を意味する「^{しお}潮」に關係しての「潮手繰」や「潮汚離」などを用い、さらに免状(p.18)においては「潮手繰方」と表現して、海の泳ぎに転換していることは理解に苦しみます。

⑤「神統流道本卷」の漢文の不思議：伝書「道本卷」は『梗概』では、1区切り7文字の7言の漢文風に見える縦書きで、「天之序」「地之序」「人之序」の3篇で、18区切りほど列記して各篇の最後に「(以下略)」を加えた形態で掲載されています。この「道本卷」の文言は、『要抄解説』にも「八、神統流道本之卷(写し)」(p.9)が掲載されています。しかし、この両者には、文言に幾つかなの変化が見られます。例えば「天之序」では、3区切り目『梗概』「無追影可捉其風。」(p.13)が『要抄解説』では「無追其影徒可捉其風」(p.9)としていたり、同16区切り目の「人之行絶已有鄰。」(p.14)が「人之行絶已有○」(p.9、○は文字不鮮明を意味していると思われる)となっていたり、「地之序」では9区切り目から10区切り目「參籠無目之構也。求示聞示行示而。」が「參於籠心無目之構求示、聞示、行示也」など他にも文字を補ったり位置を変えたりが見られ、伝書の写しとしての、読み下しとしても誤植でもない不可思議な記述と思えます。

また、『梗概』の「道本卷」を漢文として見た場合として、本学中国文学の専

門家で漢文研究に長く携わってこられた乾源俊教授に、この文言の検証を仰いだところ、「漢文調であって、漢文の法則に則っていない。漢文の知識の点から考えるとそれほど古いものではない（明治以降とか）ように思われる。」と実質的な問題箇所を指摘した見解を得ました。何かを例文として作成したようにも思えます。

2) 黒田清光の古石塔研究から見た疑念

(1) 古石塔研究者による指摘：神統流16代宗家である黒田清光は、昭和40年代に入った晩年から、古石塔の調査研究に没頭し、研究家としても著名で、10年間ほどの期間で数多くの冊子や論述を残し、昭和50年（1975）に発足した〈南九州古石塔研究会〉の会長として会を牽引する役割も果たしてきたようです。中森が確認した著述は、『報告書』（p.76）に所収しています。

このように黒田清光が評価も受け活躍した古石塔研究でしたが、その研究調査上の手法等に問題があると指摘した佐藤誠の論文「黒田清光著「解説 南九州の石塔について」の問題点について」（『鹿児島地域史研究』No.7、鹿児島地域史研究会、2011、pp1-17）が発表されました。佐藤誠の論述では、黒田清光が『川内市史 石塔編』に著述した「解説 南九州の石塔について」（川内郷土史編さん委員会編、1974）に対して「客観的事実を伴わない、創作であると考えられる。」（p.1）と結論付けて論述しています。その論述では、黒田清光の手法の中の2点を論証対象とし、1つは石塔調査においてその測定値の比率を調べて造立家系を判別し時代的考証の資料を導き出す「類型比例図」を用いての**理論①**、もう1つは石塔に刻まれた梵字彫刻の角度計測によって時代判別を導き出そうとする**理論②**です。いずれも測量計測が必要となる調査理論ですが、佐藤の論証では実物写真や自らの実測結果を用いながら黒田計測や論理の展開について比較と考察をおこなっています。その結果、**理論①**では「…、現実には、数値の集積や分析は行われていなのではないかと考える。… 例え実際の測定値を集積、分析したとしても、最大径部の高さの測定箇所が一定しないため、類型比例の数値はかなりばらつきを生じたはずで、解析は不能になっているはずだからである。」（p.8）、**理論②**では、実測としての計測を十分に行っていないことを指摘した上で文字の切込みの深淺だけで時代考証はできないことを資料から証明し文字の彫り込みの断面について「その殆どが、大なり小なり、起

こりや照りの曲線になっている。固い石材をノミを使って、人力で彫り込むことを考えれば、当然のことなのかもしれない。… 特に入射角については、実際の角度の計測はできないのである。この事は、実際に計測を行った者であれば、直ぐに気づくはずである。」(pp.11-14)と述べています。また、明らかな黒田清光による創作が証明できるものについて6件取り上げています。さらに、これらの黒田清光に拠る創作が及ぼす影響として「資料中に明確な作為的改変が確認されてしまうと、氏のその他の資料についても信用はなくなり、それぞれの資料についても再確認が必要になってしまうのは仕方のないことである。」(p.16)と社会的問題性を取り上げています。

この論述者佐藤誠についてですが、佐藤誠編・発行『九州の石塔 調査資料集 1-150 附 九州外石塔 1~10』(1989)に、石塔研究に関わってきた経歴と調査技術について触れた記述が「自序」にありました。「九州の石塔調査資料集発刊に当って 私が石造遺物に興味を持ち始めて、今年で二〇年になる。有明工業高等専門学校に在学中の昭和43年、日本史の室永芳三先生(現、長崎大学教授)から、郷土学習として、学校周辺の石造文化財調査の指導を受けたのが最初であった。調査が進むにつれて、石造文化財の基礎知識が必要になってきたため、室永先生の紹介で、文化財専門委員多田隈豊秋先生を訪ねることになった。… 私の調査方法は、最初、塔(像)高測定と写真を写すだけの簡単なものであった。多田隈先生の指導を受けるようになって、簡略な見取図、各部の寸法、拓本が加わった。46年には、京都の川勝政太郎先生から、図面作成ができる程度の測量を行うように指摘を受け、「日本石材工芸史」(川勝政太郎著)掲載の図面を参考にして、自己流の立面図を作成するようになった。その後、48年、大牟田市役所に入庁し、一年半くらい、文化財行政を担当することになった。… 何度も試行錯誤を繰り返し、53年ころから、ようやく現在のような実測図ができるようになってきた。」(頁記載無し)と述べています。これを見ますと、佐藤誠は工学系の知識を持ちながら測量学を習得し実測図が描ける能力を身に付けてきたことが窺えます。しかも行政的な立場からの調査を実施してきたことから推考するならば、客観性を重視した実証主義的手法で述べていると考えられ、古石塔について専門外の人間であっても佐藤誠の論証に頷けるものがあります。

(2) 黒田清光の研究手法：佐藤誠が指摘する黒田清光の古石塔に関する研

究手法の問題点は、前述1) 神統流資料に見る不思議、を捉えていく上でも重要な示唆を与えていると考えます。つまり、本質的な部分で黒田清光の論述には共通性のある疑念が類似的に存在すると思えるからです。この共通性のある疑念を考える上で、佐藤誠論文の厳しい指摘から先ず触れておきたいと思いません。

黒田清光の古石塔に対する調査研究理論①では、「単純な計算式でもこのように表現されると、非常に難しいもののように思えてしまう。この難解な定義は、類型比例が簡単に計算できないように見せかけ、例え計測数値に矛盾が生じて、修正して線を記入した「類型比例図」を提示することで、行われた操作を分かりにくくするために考え出されたように思える。これまで見てきたように、黒田氏は石塔の測定値やグラフを実際に操作している。」(p.8) と、理論②では、「黒田氏の計測角度による断定的時代判別を直感的或いは理論的に問題があるとする研究者は多いのではないかと思う。… ではどこがどうおかしいと具体的資料で反論できる研究者がどれほどいるだろうか。まさにそこが黒田氏の狙いであったかと思われる。「解説」では類型比例でも見たように資料は、写真ではなく、自由に書き込めるフリーハンドの見取り図(スケッチ画)が用いられている。資料によっては、実物と全く似ていない図画や作為的に変更されたと思われる図画も作られている。」(pp.9-10)、と述べています。

所謂、煙に巻く、改ざんするということが見られたことを推察しています。さらに、「この「解説」の著者、黒田氏には、根拠のない数々の創作によって、自分以外の研究者の介入や反論を許さない強い姿勢が感じられる。… 「解説」に述べられた論考が、鹿児島県内の石造物研究の進展にとってかなりの障害になったであろうことは容易に推察できる。」(p.16) と、この論及を展開するに至った黒田清光の研究姿勢と影響の深さも提示しています。

神統流資料における黒田清光の明らかな創作性は、前述1) で示した不思議にも部分的に見られましたが、他にも見ることができます。

①『梗概』では、水泳巧者の引用談義に、押川六兵衛の話があります。出典として「西藩野史による」(p.39)として慶長5年(1600)に水底を潜行して武功をあげ「感懐を賜ふ」(p.40)とありますが、『新薩藩叢書』(第2巻、薩藩叢書刊行会編纂、歴史図書社、1971)所収の「西藩野史」では「黄金ヲ賜フ」(p.331)とあります。また押川の水泳達者を続けて示した談義「薩藩旧伝集」(『新薩藩叢

書』第1巻、前出に同じ)に強兵衛が「右の滝にて水をあび例の巖にはだか乍いたぐらみにして、… 右の瀧にす入致し大漁を数多取為申の由候。」(pp.67-68)とあるのを『梗概』では「右の滝壺に水這浮しては魚など探し、水這入して数多く被獲、例の巖上に裸ながらいたぐらみし、…」(p.40)と加筆があります。また、同じく黒木左近兵衛重室の談では、「薩藩旧伝集」(前出に同じ)に「左近兵衛海中に飛入游行候て番舟に飛乗取返候。」(p.179)とあるが、『梗概』では「重室海中に飛び入り番船指して遊び行候て、乗船に飛び乗り船印を奪還勇名を揚げ申候、幼名を太郎次郎壮じて潮手繰方差しの達者に成り申す人也。」(pp.38-39)と加筆しています。見方を変えると加筆部分に、『梗概』の神統流「道本巻」(「人之序」)に見られる「水這浮」(p.17)「水這入」(p.17)と流祖頼定による神統流免状(p.18)に登場する「潮手繰方」の「差し」など、神統流に関わる言葉などを付け加えたことが分かります。

②前出、昭和11年(1936)作成の『神宮プール 日本游泳演武に就て』では、神統流の泳法における「捨業」「差業」「抜業」において、それぞれ「正変奇要の四態あり」と述べ、4つの変化の泳法を示しています。しかし、昭和10年(1935)までの相伝文書の原本に近い記述を所収したとする『梗概』には、「一、神統流沖得番と免状 … 奇要正をもって義之位となし。」(p.29)や「神統流現代潮手繰方 … 沖得番」(p.54)では、「表番 … 要」「裏番 … 奇」「九変の正」として記述されているのみで、3つの変化と思われる表現しか見られません。戦後最初の資料と思われる前出『要抄解説』にはこのことを説明するかのよう「後代の覚書等によりまして更らに正奇要変、潜三段、秘三事等が加えられております …」(p.10)と述べています。

解釈によって意味の受け止め方が変化するかもしれませんが、『梗概』における資料的表現では、「変」を泳ぎの様態として示した表現が見当たりません。

黒田清光著「神統流水迫仙法の解説」(『さんぎし』第6巻、第10号、1963、前出、pp.27-28)では、「差」(差業)と「抜」(抜業)で「正奇要変の四態を作る」としそれぞれの脚捌きと手捌きの説明をしています。この説明に対して先の『神宮プール 日本游泳演武に就て』に示した説明と「奇」と「変」が逆転したような説明になっています。これも、単に解釈が変化したと言うだけでは説明ができないように思われます。

③『梗概』に神統流流祖黒田頼定の補足説明として「人皇五十九代宇多帝敦

実親王末裔 越前黒田宗満十代之直裔」(p.45)とあります。前述1.1)(1)①では、「薩摩黒田氏」の初代頼満の没年に触れましたが、頼満の父に当たる「近江黒田氏」の始祖宗満の生没について、前出『黒田血族関係の氏族現況』(昭和38年4月現在)に見ることができます。それに拠ると「1263 弘長三年癸亥九月三十日生誕」「1336 建武三年丙子六月十三日薨去 享寿七十六歳」と書き記されています。しかし、貝原益軒編纂『黒田家譜』(前出、p.12)に記載の「弘安二年誕生」の1279年生誕、「延文二年卒行年七十九年」とする1357年の没年記述が通説のようであるのに対して、黒田清光の資料において後に没年と享年を『黒田家譜』と同じくした訂正補記²⁷⁾の記述も見られますが、頼満の没年及び宗満の生没年記述にしても一体何を根拠に記述しているのかが不明です。

この①②③と同様の例は、形を変えて散見することができます。ある意味では自己解釈や発展的な思考による記述ではないかと推測しますが、主観的であることを客観的な表現に潜り込ませたり、自己表現なのに解釈によって正当性があるように見せたり、過ちや指摘に対する辻褄あわせと思える表現を用いたり、神統流独自の難解な表現用語や説明など、黒田清光が残した神統流資料の中にも佐藤誠が指摘した古石塔の研究における問題性と同種・同類の手法があると推察します。

3) 不思議と疑念からの伝説化

(1) 地域の文化としての目論見と威信のための伝説の成立：黒田清光に因る古石塔研究における問題性は、学術的な論拠を失うほどの要件に直結するかも知れません。また、黒田清光に拠る神統流論述に虚実と創作が混在し、伝書の存在さえ創造の産物と受け取れることは、否定しがたい事実と思われます。しかし、これまでの神統流の伝承や伝統を否定するに値するかどうかと考えた場合、前述1.1).(3)で述べたように前述「神統流現代潮手練方」を創始した背景に、黒田清光の泳者としての実力や知識に加えて鹿児島地方の水泳環境や事情を考究したなど地域文化的な意味合いを考慮する必要があると思います。また、現時点での史的な調査では調べ尽せない状況があることから、神統流を世に公開した昭和10年(1935)以前の系譜や伝承を伝説的なものとして留めるのであれば、その可能性は検討するに値するかも知れません。

黒田清光の史実への探求において示された年次や社会的な一般史実(戦争や災害、

人物名など)は、精通した知識とかなり正確な表記がなされていますが、その史実の求め方にどこか作為的なものが感じられます。また、現存の資料を見ると、作成された記述は緻密で根気を要する作業を繰り返してきたことが窺えますが、法則的な読み取りや思い入れが見て取れます。一方、漢字の知識に優れ、多彩な用語使用や、筆記能力(書く、綴る)の巧みさ、資料を作成する実行力など、ある種豊かな表現力を持ち合わせていたと言えます。それが故に、黒田清光独自の水泳用語の創出、武術的泳法としての身体と精神の捉え方、喩えによる伝承表現など他の日本泳法流派とは異なった独創的とも言える用語・形態を醸し出すに至ったことが推測されます。

ここで大きな問題は、黒田清光に依る歴史的作為にあると考えられます。文化人類学と民俗学専攻の小松和彦は『「伝説」はなぜ生まれたか』(角川学芸出版、2013)に「なぜ日本の人類学者たちが神話を避けてしまったのか。… 知的・政治的動きから少し身を引いたかたちで神話を考えてみたい。… 神話や物語をとおして、それを伝える社会や文化の特徴を鮮明に浮かび上がらせることができるからであり、さらには特定の社会の枠を超えて説話を、そして人間を考える手がかりを与えてくれるからである。… 極端な言い方をすれば、人間の生活とはすべて「物語」であるということ、…」(pp. 25-26)と述べています。黒田清光の鹿児島における地域水泳を伝えようとした気持ちからの歴史的探索や泳法上の研鑽と創造・工夫などを汲み上げて、この努力を物語の範疇と拡大解釈できないのであろうか。伝統的な芸能に造詣が深く水泳の流派制度の研究も手がけた西山松之助が、『家元ものがたり』の「水泳」の中で「歴史的な名家に出自を求める日本人の正統意識は、今でも抜きがたいものであるが…」(産業経済新聞社、1956、p. 65)と述べています。伝承的な形態の文化を語る場合として、流派の正統性を導きたいがための探索と想像があったとしてもその意図を理解しての伝説にすることはできないのであろうか。

神統流が鹿児島の地域文化を表した伝説を、伝説たるものとして表出する分には異論を唱える必要がないことです。むしろ、現された実理性を重視して、文化的な解釈をすることで保存や普及を進められるべきことであると考えます。

4) 現在解釈としての伝承と伝統

- (1) ‘神統流現代潮手繰方’を起点とした神統流の伝承と伝統：1.1). (5)

で述べたように、昭和10年(1935)に公開された神統流泳法の伝承を『梗概』では‘神統流現代潮手繰方’と記述しています。これを私的伝承から地域文化としての新たな泳ぎの伝承の起点と捉えました。

哲学者務台理作は伝承を著書『表現と倫理』の「伝承的文化」の中で「伝承とは如何なる意味を持つてであろうか。伝承 traditio は、tradere 引き渡す、交付する、譲り渡す、の意味を負ふ言葉である。しかし、伝承とは、言ふまでもなく個人が個人にものを譲り渡すと云ふ如き意味ではなくて、一の世代から次の世代へ、人々にとつて共同のものを譲り渡すことを意味する。… 伝承とは何か或る拡がりをもつて世代から世代へゆづり渡されるものである。拡がりといふのは、個人の手によつて伝承されるのではなく、著るしい集団性にしがたつて伝承されることを意味する。」(弘文堂書房、1940、p.140)と述べています。また、民俗学者・歴史学者の和歌森太郎は「歴史と民俗学」(『和歌森太郎著作集10』所収)の中で「三 伝承の意義と成立 …世代が更新して行つても、相変らずの生活の習いというほどに意味をもつて三世代以上もその土地にとどめられるような性質の行為とか口碑、觀念、それが伝承と言つてよい類のものである。かように世代から世代へとひき渡される、ひき渡さざるを得ないほどに、その土地での實際生活の上に意義を有して、遂にそこの習俗となりきつてしまうほどに後に伝えられるものが伝承である。」(和歌森太郎著作集刊行委員会編、弘文堂、1981、p.11)と述べています。

都合のよい論理に聞こえるかもしれませんが、昭和10年(1935)を起点としての神統流の伝承と考えるとおよそ80年の歴史を刻み伝えていきます。務台と和歌森の述べるところの伝承に近い状況にあると言えないでしょうか。

日本泳法における伝承の承認例として、戦前の日本游泳連盟²⁸⁾を例として見てみたいと思います。

昭和5年(1930)に日本游泳連盟が承認した観海流は、嘉永6年(1853)が創始で流派成立から77年目、同じく水府流太田派は明治11年(1878)の創始で52年目の時点での承認加盟と言うことになります。観海流と水府流太田派とは実質的な創始過程が異なつていても、流派として社会的承認を得た時点捉えてみた場合、現在の神統流も日本游泳連盟の加盟承認の対象となる歴史的経過を持っていると明言できます。つまり伝承的な泳法流派として十分な伝承と伝統もっていると考えます。

(2) **新たな解釈の検討**：昭和10年(1935)を神統流泳法‘神統流現代潮手繰方’の創始と考えて、不思議や疑念を伝説とし、現在の伝承・伝統を再度捉え直すことにした場合、新たな解釈と認識を課題として検討する必要があると思われる。

ここでは、単に歴史的過程の再認識だけではなく地域文化として培ってきた泳法における伝統、現在に生きる伝承泳法としての在り方、或いは社会の承認と継続を促す方法論などが必要になってくると思われます。

金子明友の『わざの伝承』に「近世以降の武芸や遊芸などの芸道の伝承は、それぞれの時代の思想や社会制度などに大きく左右されてきたことは容易に想像できる。しかし、その伝承の底流には、人びとがその至芸に捨てがたい魅力を感じ取り、それを次の世代にどうしても伝えたいという、そのような原衝動が存在していたことを見過ごすわけにはいかない。ある人がどんなに抜群の技能を誇っても、そのわざに感動し、それに傾倒して、どうしても身につけたいと志す人が現れなかったら、そこに伝承の営みは成立しない。」(明和出版、2002、p.41)と、伝承の本質を伝える側と伝えられる側の観点から述べ、伝承の継続性の論理を説いています。

この現象は、神統流に限らず日本泳法流派の中でも検討すべき課題と考えられますが、泳ぎの地域文化としての伝承とは如何なるものでどのように必要性を伝えていくべきなのか、伝えるべき伝承の魅力をどのように見せ伝えることが可能なのかなど差し迫った課題と捉える必要があるかと思われます。

神統流の黒田清光資料に見る不思議や疑惑を認識した上で伝統を解釈する示唆として、言語学者田中克彦の「言語における伝統の問題」(『伝統と現代』創刊50号記念、伝統と現代社、1978)に言語学的な立場の表現ではあるけれども、「伝統とは、それが歴史的集積であるとしても、現在の中に置かれなければ価値を帯びることがない。同時代的な環境の中でそれが価値をもったとき、伝統はすでに伝統ではあり得ない。このたちばから見れば、伝統は歴史的ではなく、極めて現代的であり、現在こそが伝統を作るのである。つまり伝統は決して歴史のみによっては説明されないのである。」(p.50)と述べていることを取り上げおきたいと思います。

それは、時代や社会の中で、現代的価値を持つことなしに伝統は成立しないということであり、その価値を持つことができれば新たな歴史を刻むことが可

能となることで、伝統の継続には新たな創造を必要とする一面があると考えます。

黒田清光は、この伝統における新たな創造をおこなったと解釈することも可能であるのかもしれませんが。黒田清光が伝統の現代的創造をおこない、新たな現在の伝承を見出したと解釈して、その伝統と伝承を新たな現在への解釈としてのあり方を検討することが、今後の神統流の存続への課題ではないかと考えます。

おわりに

黒田清光に拠る神統流資料と伝承されてきた同流泳法の調査研究は、この報告書を以て一応の区切りを迎えたと考えています。

結論的には、神統流に深く関わっておられる現在の会員の方々にとって、伝承に関する厳しい論述と課題も含まれることになってしまいました。

しかし、この論述は決して、現在の神統流の存在や活動を否定するものではありません。同時に、神統流にとっていつか表面化したであろう問題性や今後どのように継続することが必要なのかなどの一方向性は示せたと思っています。

本報告書のはじめに述べましたが、新しい知見の論述を公表するとともに、論述でない報告の中に、史的考察を交えた今後の課題も残しています。

また、機会を見て解明できる可能性が見つかれば調査をしてみたいと考えています。

本研究調査では、神統流保存会の豊増穂積副会長（会長代行）をはじめ会員の方々に甚大なる教示と協力をいただき、京都市立大枝中学校の岡嶋一博教諭には日本泳法の専門家の立場から現地に同行しての協力をいただき、本学の乾源俊教授には漢文研究の立場からご教示いただき、本学真宗総合研究所の日野純悟事務担当並びに藤田義孝主事にはいろいろなご支援をいただきました。文末ながら記して深謝します。

なお、本報告書の一部文章を、日本水泳連盟主催〈第63回日本泳法研究会〉（平成27年3月21日・22日、於 鹿児島市）の神統流資料に掲載利用しました。

註

- 1) 『島津家文書』は国宝。「諸家系図」は近世中頃までに島津藩の記録所に提出された

文書の一つとされているもの

末尾に記述者として「子孫黒田源左衛門」とあり、薩摩の黒田家として頼満以降9代に至る系譜が記されている

なお、途中3代頼秀の後、「佐渡」とのみ記された箇所があるが記入誤りかどうか不明であることから系譜の代数には数えていない

- 2) 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂 黒田家譜（第一巻）』、文献出版、1983
- 3) 現、南日本新聞社、明治15年創刊
- 4) 「明治三十三年（一九〇〇）には太田道場主催帝都各流派競泳会が催された。」（『日本水泳史』石川芳雄、米山弘編・発行、1960、p.121）
- 5) 全国的な泳法流派が加盟した組織で、昭和5年（1930）11月2日に発足（当初8流派加盟：岩倉流、小堀流、観海流、向井流、野島流、山ノ内流、神伝流、水府流太田派）
- 6) 「第七回全日本遊泳大会開催ノ件 …昭和六年第六回神宮体育大会ニ参加シ日本泳泳法演武及競技ヲ行ヒ…昨年ハ当連盟单独ニ全国的游泳大会ヲ開催シタル…昭和八年七月…」（観海流家元家所蔵『昭和八年 水泳ニ関スル書類』より、下線加筆）「第五回日本游泳連盟全日本大会」の大会番組（競技順番）では、「片拔手競泳（100 m・300 m・700 m）」、「横体競泳（100 m・300 m）」、「潜水競泳（50 m・25 m）」、「300 m 混合団体競泳」、「支重競技」、「游法採点競技」、「跳込法採点競技」、「水上打球」、「日本游法各流演武」が行われている。…この大会では、地方予選が行われている。〈游泳連盟〉からの委嘱で、観海流主管による伊勢地方予選会が行われた記録が残っている。（中森一郎「“日本游泳連盟”の組織と活動」『大谷大学研究年報』第58集、2006、pp.93-94、元資料は、観海流家元家所蔵『昭和七年 水泳ニ関スル照復書類』）
- 7) 「大正二年日本体育会水泳部初等科卒業以上ノ組ム…錦江水友会ヲ開発セリ。…大正七年会長ノ意志ニ依リ正則游泳術研究会ト改称セリ教程正則游泳術ノ小冊子ハ此ノ頃黒田清光ノ著ハセルモノナリ。」（『系統游泳沿革及古式由来』昭和8年9月、パンフレット状のものより）
- 8) 『報告書』 pp.81-82参照
- 9) 大正13年黒田清光が発足させた会、「正則游泳協会設立さる 黒田清光氏発企…」『鹿兒島新聞』大正13年7月30日付（1面）、昭和6年8月に「正則游泳研究会」と改称

- 10) 『鹿児島朝日新聞』昭和7年(1932)8月26日付「正則游泳講習と本社の水泳大会…期末試験会並びに競泳大会を開催することになった…」(7面)に各種泳法の試泳と競泳の実施が報じられています。同年8月29日付「期末水上試演大会 妙技、快技に酔う」(7面)の見出しの記事では、その結果が報告されていた
- 11) 昭和8年9月 系統游泳協作成、B5判三枚程度(18cm×68cm)の横長の一枚もの
- 12) 観海流家元家所蔵『昭和八年 水泳ニ関スル書類』中「第七回全日本游泳選士権大会挙行声明書」より
- 13) 大正13年10月31日“大日本水上競技連盟”創設、昭和4年“日本水上競技連盟”と改称(日本水泳連盟編『水連四十年史』、1969、p.51・p.77)、現：日本水泳連盟
- 14) 詳しくは、中森一郎「“日本游泳連盟”の組織と活動」『大谷大学研究年報』第58集、2006参照
- 15) 観海流家元家所蔵『昭和五年 第九回極東選手権競技大会出場 日本游泳連盟ノ組織並加盟 明治神宮鎮座十年記念日本武道形奉納会 記録』より
- 16) 観海流家元家所蔵『昭和八年 水泳ニ関スル書類』より
- 17) 12)と同じ、大会要項が詳しく記載されている
- 18) すべてハードカバーの表紙に製本化されている、書庫所蔵として閲覧可
- 19) この冊子の内の1冊は「都之城市四方重雄氏蔵書中のものを昭和五十七年に(黒田清光次男)清範が持ち帰ったものである。昭和十年当時およびその後直宗家(黒田清光)が私用として使用していたもので注釈は宗家直筆のものである。」と清範による複製(複写)簡易製本冊子表紙に貼り付けられた添書文にあり
- 20) 冊子表紙に「呈 宇田川五郎師」と墨筆があるもので、明らかに黒田清光と判断できる筆跡のもの、個人所有
- 21) 岩倉流、観海流、向井流、野島流、山ノ内流、小堀流、神伝流、水任流、水府流、水府流太田派らに、新た加盟の神統流
- 22) 冊子表題の補記として「神統流道本、時代別相伝書、時代別訓儀、弁儀、解説、薩藩旧伝書、歴代系譜位譜、神統流泳法図解と解説ほか」とあり
- 23) 昭和31年(1956)8月以降に作成された冊子
- 24) 黒田清光より宇田川五郎に贈呈した上述註20)の『梗概』の冊子内に挟み込まれていたもので、当時に作成されたことが推定できる資料
- 25) 同上24)の『神宮プール 日本游泳演武に就て』(黒田清光作成、前出)では「藩制

により幕末石塚郷士に至るまで代々家伝の極秘として継承す」とあり、『梗概』では「然るに薩藩の水練は…神統流だけが家伝として継承されてきたものであります。」(p. 37) とあり

- 26) 「サインペン」は、(株)ペンテルが名づけた固有名詞で、細く滲まない水性インクのマーカーを昭和38年(1963)にペンテルが開発し発売したのが最初であり、細字が書けるようになった油性インク「ペンテルペン」は昭和35年(1960)に同社より発売、なお、水性インクのマーカーについては、佐藤清『ペンテル社史 円かなる英魂 堀江幸夫一代記』(全通、1990、p. 147)より、油性インクについては、「ペンテル株式会社」のホームページ <http://www.pentel.co.jp/corporat/history/>より
- 27) 黒田清光直筆でが宇多天皇から黒田清光に至る歴代当の系列を記し、母氏名、戒名、享年、菩提寺などを墨書したと思われるもので、A6判程度に歴代一人毎に記述のある折本状態の過去帳的冊子、作成年次不詳
- 28) 5) に同じ

